

平成29年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	-----	1
2	審査の方法	-----	1
3	審査の結果及び意見	-----	2
	(1) 審査の結果	-----	2
	(2) 意見	-----	6
4	決算の概要	-----	16
5	決算参考資料	-----	19
	(1) 一般会計		
	ア 款別歳入額	-----	19
	イ 県税税目別課税収入状況	-----	20
	ウ 県税以外の収入未済状況	-----	21
	エ 款別歳出額	-----	23
	オ 前年度からの繰越額一覧表	-----	24
	カ 翌年度への繰越額一覧表	-----	25
	キ 四半期別資金の状況調	-----	27
	(2) 特別会計		
	ア 会計別歳入額	-----	29
	イ 会計別歳出額	-----	30
	ウ 収入未済状況	-----	31
	エ 前年度からの繰越額一覧表	-----	32
	オ 翌年度への繰越額一覧表	-----	32
	カ 四半期別資金の状況調	-----	33
	(3) 財産等		
	ア 公有財産	-----	35
	イ 重要物品	-----	37
	ウ 債務保証及び損失補償	-----	37
	エ 債権	-----	37
	オ 基金	-----	41
	カ 県債	-----	44

II 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	-----	47
2	審査の方法	-----	47
3	運用の状況	-----	48
	(1) 土地基金	-----	48
	(2) 企業立地資金貸付基金	-----	49
	(3) 美術品取得基金	-----	50
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	51
4	審査の結果及び意見	-----	52

III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	-----	53
2	審査の方法	-----	53
3	審査の結果及び意見	-----	54

〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況

・前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	-----	59
・前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	-----	95

宮 監 委 第 4 7 号

平成30年9月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	す	ど	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

平成29年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成29年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成29年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

平成 30 年 7 月 11 日審査に付された平成 29 年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮 城 県 一 般 会 計 決 算
- (2) 宮 城 県 公 債 費 特 別 会 計 決 算
- (3) 宮 城 県 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 決 算
- (4) 宮 城 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 特 別 会 計 決 算
- (5) 宮 城 県 農 業 改 良 資 金 特 別 会 計 決 算
- (6) 宮 城 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (7) 宮 城 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (8) 宮 城 県 県 有 林 特 別 会 計 決 算
- (9) 宮 城 県 土 地 取 得 特 別 会 計 決 算
- (10) 宮 城 県 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 決 算
- (11) 宮 城 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 決 算
- (12) 宮 城 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 決 算

2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行なった定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

平成 29 年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既に行実施した定期監査等（平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、37 億 2,995 万 5,667 円と前年度を 4 億 5,144 万 2,561 円（△ 10.8%）下回り大幅に縮減されている。しかし、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む。)】

現年度分	1,459,301,095 円	(1,604,680,723 円)	
過年度分	2,270,654,572 円	(2,576,717,505 円)	
合 計	3,729,955,667 円	(4,181,398,228 円)	* () 内の数字は、平成 28 年度決算額を表す。以下同じ。

- ② 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、補助金等精算返還金（雇用維持奨励金等）など一般会計及び特別会計の合計で 21 億 3,082 万 5,563 円と前年度を 3,785 万 981 円（△ 1.7%）下回った。これは、特別納付金や生活保護扶助費返還金などの収入未済額が増加した一方で、補助金等精算返還金や母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金などの収入未済額が減少したことによるものである。収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	28,668,036 円	(28,710,603 円)
過年度分	636,100,736 円	(608,266,133 円)
合 計	664,768,772 円	(636,976,736 円)

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【各保健福祉事務所(地域事務所を除く。)]

現年度分	30,766,621 円	(14,523,748 円)
過年度分	92,704,738 円	(86,281,460 円)
合 計	123,471,359 円	(100,805,208 円)

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費に係る収入未済額 【子育て支援課, 各保健福祉事務所(地域事務所を含む。), 各児童相談所】

・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

現年度分	9,990,324 円	(11,418,479 円)
過年度分	78,289,871 円	(81,540,568 円)
合 計	88,280,195 円	(92,959,047 円)

・児童保護費

現年度分	4,027,770 円	(4,290,180 円)
過年度分	11,360,880 円	(10,028,060 円)
合 計	15,388,650 円	(14,318,240 円)

○補助金等精算返還金(雇用維持奨励金等)及び過誤払返納金(事業復興型雇用創出助成金)に係る収入未済額【雇用対策課】

・補助金等精算返還金

現年度分	0 円	(64,518,000 円)
過年度分	59,975,000 円	(1,105,938 円)
合 計	59,975,000 円	(65,623,938 円)

・過誤払返納金

現年度分	0 円	(12,912,000 円)
過年度分	17,092,000 円	(4,494,000 円)
合 計	17,092,000 円	(17,406,000 円)

○県営住宅使用料に係る収入未済額 【住宅課】

現年度分	19,287,274 円	(19,723,719 円)
過年度分	27,443,721 円	(29,704,018 円)
合 計	46,730,995 円	(49,427,737 円)

○補助金等精算返還金（平成23年度木材供給等緊急対策事業費補助金）に係る収入未済額 【林業振興課】

現年度分	5,441,950 円	（	0 円）
過年度分	0 円	（	0 円）
合 計	5,441,950 円	（	0 円）

○その他の収入未済額

現年度分	25,052,791 円	（	38,751,423 円）
過年度分	1,084,623,851 円	（	1,152,408,215 円）
合 計	1,109,676,642 円	（	1,191,159,638 円）

③ 普通財産の貸付料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○調定遅延：【観光課】

④ 高等学校授業料の収入遅延に関し、督促を行わなかったことにより延滞金の徴収ができなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○督促を行わないため延滞金を徴収できなかったもの：【柴田農林高等学校】

[支出関係事務]

① 報酬，賃金，報償費及び旅費において、支払遅延及び支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○報酬について、支払遅延があったもの：【泉館山高等学校，古川支援学校】

○報酬について、支給額の誤りがあったもの：【公文書館】

○報酬について、任用が終了しているにもかかわらず、支出したもの：【人事課，広報課】

○賃金について、二重払があったもの：【石巻好文館高等学校】

○報償費について、引き続き支払遅延等があったもの【義務教育課・特別支援教育室】

○旅費について、職員に対する指導監督が適切に行われておらず、支払遅延があったもの：【古川高等学校】

② 需用費及び委託料において、支払遅延による遅収加算金等の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○ガス料金及び電気料金の支払遅延について、遅収加算金等を支払ったもの：【気仙沼保健福祉事務所，総合教育センター】

○委託料の支払遅延について、遅延利息を支払ったもの：【道路課】

③ 補助金の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○請求のない概算払をしたもの：【建築宅地課】

○引き続き、実績報告書の提出が遅れたもの：【警察本部】

[財産管理関係事務]

① 職員宿舎の貸付において、手続きの不備が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○職員宿舎駐車場の貸付手続きの不備があったもの：【職員厚生課】

[契約関係事務]

① 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○予定価格調書を封書せずに保持していたもの：【財政課】

○見積書提出期限までに到着していない見積書をもって、見積決定をしたもの：【医療政策課・医療人材対策室】

[その他の事務]

① 歳入歳出外現金において、所得税の払出遅延による不納付加算税の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○払出遅延：【会計課・会計指導検査室】

② 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

○許可事務について、申請書の放置等による許可書の交付遅延及び公印の無断押印がなされたもの：【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

(2) 意見

「宮城県震災復興計画」の再生期（平成 26 ～ 29 年度）の 4 年目である平成 29 年度は、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に基づき復興関連事業などが実施された。これらの事務事業の実施状況について、付託された平成 29 年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 財政の運営について

・本県の財政状況及び財政運営の考え方

平成 29 年度の国内経済は、個人消費が持ち直しに転じたほか、設備投資や生産も緩やかに増加し、雇用環境も着実に改善しているなど緩やかに回復しており、前年度に引き続き名目 GDP 及び実質 GDP ともにプラス成長となった。

本県経済は、震災復興需要に加えて、I o T の普及に伴う電子製品の需要に支えられ緩やかな回復基調が続いており、平成 29 年の鉱工業生産指数は 135.1 で、前年比で 27.9 % 上昇しているほか、新設住宅着工戸数、公共工事請負金額とも前年に比べ減少傾向にあるものの、高水準で推移した。また、平成 29 年の有効求人倍率は、1.59 倍で前年から 0.13 ポイント上昇し、6 年連続で 1 倍を超える一方、個人消費（百貨店・スーパー販売額）は、2 年連続の減少となった。

このような中で、本県の財政状況は、県税収入が平成 28 年度決算額と比べ微増したほか、県債残高も引き続き減少している。一方で、経常収支比率は依然として 90 % を超える高い水準で推移しており、財政の硬直化が常態化しつつある。

本県では、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26 ～ 29 年度）【平成 29 年度版】」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んできたところであるが、平成 30 年度からは「宮城県震災復興計画」に掲げた計画期間の最終段階である発展期として、県勢の発展に向けて取組を推進していく必要があるほか、少子高齢化や人口減少社会への対応など県民生活に関わる事業についても、的確な対応が求められている。このため、平成 30 年 2 月に策定した「新・みやぎ財政運営戦略」に基づき、徹底した歳入確保と事務・事業の効率的な実施に努め、財政の健全化と持続可能な財政運営を実現し、赤字団体又は財政再生団体への転落回

避の取組を継続されたい。

・平成 29 年度の歳入歳出、県債及び基金の状況

平成 29 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は 1 兆 6,173 億 8,190 万 4,940 円、歳出決算額は 1 兆 4,987 億 2,770 万 6,277 円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は 1,186 億 5,419 万 8,663 円の黒字となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,015 億 6,560 万 2,506 円を控除した実質収支額は 170 億 8,859 万 6,157 円で、このうち一般会計の実質収支額は 148 億 2,982 万 7,005 円の黒字となったが、前年度と比較すると 3 億 7,083 万 927 円（△ 2.4%）の減少で、3 年連続の減少となった。

また、県債残高は 1 兆 6,988 億 7,054 万 5,338 円で、前年度と比較すると 57 億 1,033 万 5,746 円（△ 0.3 %）の減少で、4 年連続の減少となった。

一方、財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は 1,307 億 7,685 万 3,580 円となり、前年度と比較すると 194 億 7,064 万 2,432 円（17.5 %）の増加となった。

以上のように、実質収支額（一般会計）は黒字を計上しているが、翌年度以降に精算することが予定されている震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれていること、また、財政調整基金の現在高は増加しているものの、税込の伸びが鈍化しているなど地方一般財源総額の大幅な伸びが期待しにくい中、毎年度当初予算編成時には財源不足に対応するため多額の取り崩しを余儀なくされている。これら実質的な財政の現状及び今後の見通しについて、わかりやすく県民に説明するとともに、適切な財政運営に努められたい。

なお、県が保有する基金の状況は、平成 29 年度末までに解散した 3 基金を除き 40 基金、現在高総額 3,698 億 5,228 万 2,904 円であり、前年度と比較すると現在高で 211 億 2,535 万 2,508 円の減少となっている。これら基金は、将来実施する事業等の財源としてあらかじめ積み立てたものであるため、引き続き、適切な管理・執行に努められたい。特に、条例で終期を定める東日本大震災復興関連事業のための基金については、引き続き、より一層、計画的な活用を図られたい。

・財政運営の留意点

県の財政状況を表す主な財政指標のうち、財政力の強さを示す財政力指数は 0.62784 で、前年度と比較し 0.01341 ポイント上昇したものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 97.2 %で、前年度と比較し 1.2 ポイント上昇しており、財政構造の硬直化が続いている状況である。

また、実質公債費比率は 14.5 %となり、前年度と比較し微減した一方で、将来負担比率は 171.7 %となり、前年度と比較し微増している。これらの数値は、いずれも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定めている健全な範囲にあるが、財政の硬直化の課題があることとを踏まえ、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

東日本大震災に係る復旧・復興事業は、概ね順調に推移しているが、「宮城県震災復興計画」に定める終期が迫る中、多額の繰越額や不用額が発生しており、一部の事業の進捗に遅れが見られる。このため、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう必要な財源の確保に万全を期すとともに、震災前の約 1.5 倍となった財政規模について、震災復興期間が終了した後のその規模縮小も見据えながら、より効果的・効率的な財政運営に努められたい。

なお、県債について、平成 26 年度以降、その残高は減少しているところである。後年度負担の軽減を図る観点から、プライマリーバランスなどに留意しつつ、引き続き償還が進むよう努められたい。

・統一的な基準による地方公会計制度への対応

平成 29 年度末に、平成 28 年度決算に基づく貸借対照表や行政コスト計算書、資金収支計算書などのほか公共用財産を含む固定資産台帳等の財務書類等が作成され、一般会計等のみならず連結ベースでの開示により県全体の財政状況が公表された。

これらの財務書類等からは、例えば、純資産の増減で世代間の負担の公平性が示されるなど、施策の実施にあたり客観的根拠の一つとして活用することができる。特に、固定資産台帳については、県の全資産を網羅したものであり、その取得、除売却及び異動等につ

いて適切に更新されるよう取り組まれない。

なお、財務書類等の作成にあたり、地方公会計制度に関する知識が求められるため、担当者はもとより、管理・監督者に対する研修の充実について検討願いたい。

さらに、本制度導入に係る職員の業務負担を平準化のうえ省力化できるような、各種システムの導入または改修に取り組まれない。

・行政改革

本県では、平成 30 年 3 月に『「県政の質の向上」の追求』を基本理念とする「第二期 宮城県行政改革・行政運営プログラム」を策定し、「効果的・効率的な行政運営」、「多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応」、「持続可能な財政運営の確立」を改革の柱に取り組んでいるところである。東日本大震災からの復旧・復興が最重要課題である本県にとって、限られた人員、財源を有効に活用し県勢の発展を促進していくことが必要であり、今後もこの計画に基づく継続的な取組に努められたい。

公社等の外郭団体の改革については、平成 29 年度まで「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」により、運営改善等の一定の成果が得られてきたところであるが、財政的援助団体に対する監査においては、累積欠損金などを有し経営基盤が脆弱な団体や、組織管理や会計経理に改善が必要な団体が認められた。平成 30 年度からの「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」においても、引き続き県の出資等に見合う事業活動の充実、適切な会計処理や業務執行が行われるよう指導するとともに、今後は、復興後の状況や人口減少等に伴う外部環境の変化も踏まえ、経営改善や自律的運営が図られるよう、より一層の取組強化に努められたい。

② 財務の執行について

・収入未済

平成 29 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 58 億 6,078 万 1,230 円で、前年度と比較し 4 億 8,929 万 3,542 円（△ 7.7%）減少している。

県税の収入未済額は 37 億 2,995 万 5,667 円で、前年度と比較し 4 億 5,144 万 2,561 円 (△ 10.8%) 減少しており、収入率については 98.7% で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県税事務所と市町による合同公売会の成果などもあり、収入未済額は前年度と比べ 3 億 389 万 9,052 円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して 1 億 4,754 万 3,509 円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は大いに評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の 6 割以上を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に県税収入未済額の 8 割以上を占める個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を強力に進められたい。

県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源を除く。）については、21 億 3,082 万 5,563 円で、前年度と比べ 3,785 万 981 円 (△ 1.7%) 減少している。これは、県営住宅使用料や放置違反金などにおいて債権回収の強化や滞納の未然防止が図られたほか、不納欠損処分したことにより減少しているものである。一方で、特別納付金、生活保護扶助費返還金などにおいては、収入未済額が増加している状況にあることから、収入未済額の一層の縮減に向け、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、引き続き県税を含む債権の一元管理の手法等についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。

なお、債務者の破産のほか消滅時効の成立に伴い不納欠損処分に至った事案が見られたが、負担の公平性の観点から、連帯保証人等に対する速やかな督促の実施、また、必要に応じて制度運用の見直しを検討するなど、改めて債権管理を徹底するとともに、県民に対

する説明責任を十分に果たされたい。

③ 組織の運営について

・内部統制の取組

本県では、平成 27 年 7 月から「宮城県内部統制基本方針」に基づき作成された「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」により、内部統制の取組が行われている。リスク回避実践チェックシートによる確認の外に、職場研修の実施やチェック体制の強化の取組等、その考え方は浸透しつつある。しかしながら、定期監査においては、依然、制度の理解不足、不十分な進捗管理、引継や事業担当と庶務担当の連携不足等によるミスが多く散見される。さらに、公共事業においても、設計変更の情報共有の徹底不足等による施工ミスや支出手続きの失念による遅延利息の支払等、あってはならない事案が発生している。

業務執行上のリスクポイントを想定し予めチェックする内部統制の取組は、例えば、現在、行われている会計事務だけに関連しても、計画から予算編成、入札、契約締結、検収、支出、台帳整備、情報開示など一連の業務に内在するリスク管理であり、組織内の全ての職員により遂行されることで、業務の質を担保し、組織及び職員を守ることになる。そして、それは会計事務に止まるものではなく、危機対応や許認可等、県政全般に応用できるものである。このため、定期的に管理・監督者を含む職員に対し、この考え方を周知徹底し、モニタリングを行い P D C A サイクルとして継続させることで、県庁全体により一層浸透していくよう努められたい。

また、地方自治法の改正により、平成 32 年度から、毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することが義務付けられた。この機会に、全国に先駆けて取り組んできた本県の内部統制が、さらに効果的なものとなるよう全庁的な議論を経て、必要な制度の見直し等にも鋭意取り組まれたい。

なお、公費に準じた取扱いが求められる県立学校における学校徴収金の管理において、私的流用が発生した。同様の不祥事が繰り返されていることから、教育委員会におかれては、再発防止に向けて現状を把握の上、内部統制の強化に努められたい。

・人材の育成、キャリア形成

本県の知事部局では、震災以降に採用された新規職員が3割に迫るなど、経験が浅い職員の割合が増加しているほか、近年ますます複雑化・高度化している行政需要への対応のため、職員一人ひとりの能力開発とキャリア形成がこれまで以上に求められている。

このため県では、平成28年度に改正した「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、新たな能力・実力主義に基づく人事評価制度のもと、「創造性豊かで自律的に行動できる宮城県職員」の育成に努めている。平成30年度からはメンター制度を本格導入し、新規採用職員に対して、職員として必要な知識や心構え、職場のルール等について助言指導することで、人材育成や職場への適応の促進を図ることとしており、円滑な運用が望まれる。また、新規採用職員に限らず、職務を遂行する上で必要な知識・能力を習得する機会として職場研修（OJT）は実践的かつ効果的な場面であり、積極的に実施されたい。

なお、定期監査において散見される会計処理上のミスが多くは、総括担当や班長等の中堅職員の知識向上及びチェック機能の充実により防止できると思料されるので、その研修等の機会の充実・強化も図られたい。

・県民等への説明と連携強化

本県では、震災からの復興及び「宮城の将来ビジョン」の実現に向けた取組の継続に加え、中小企業・小規模事業者の振興などの課題の解決に向けた取組を積極的に展開するため、超過課税である「みやぎ発展税」について5年間延長し、県内の事業者等に負担いただき、関連事業を実施している。また、「みやぎ環境税」や法定外目的税である「産業廃棄物税」についても、同様に県民や県内事業者等に追加負担をいただき、事業展開を図っている。こうした追加負担による事業実施の効果や成果について、可能な限り速やかに分かりやすく県民に対して説明されたい。また、通常業務についても、費用対効果を重視しながら、より県民の視点に立った施策展開を図るとともに、事業の成果についても、行政評価結果など、よりわかりやすい資料を用いて、県民に対し一層の説明責任を果たされたい。

東日本大震災を機にボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが進展している。今後の震災復興発展期においても、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築の担い手としての役割が期待される場所であり、様々な業務においても多様な

主体との更なる連携強化を推進するとともに、復興期間中に培われたノウハウや根付いた取組が、復興後も継続して活かされるよう期待する。

④ 特に配慮すべき事項

・東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26 年度～ 29 年度）【平成 29 年度版】」に基づく復旧・復興事業の進捗に伴い、インフラ施設の整備などのハード事業から被災者の生活支援や心のケア、地域コミュニティの再構築などソフト事業の比重が高まっており、それぞれの被災地の状況に応じたきめ細やかな対応について留意する必要がある。

平成 30 年 3 月末における震災からの復旧・復興事業のうち、ハード面の事業の進捗状況については、公共土木施設では、被災箇所 2,297 箇所のうち約 99%に着手しており、そのうち約 91%が完成している。また、災害公営住宅では、整備計画戸数 15,823 戸のうち約 99%に着手しており、そのうち約 97%が完成している状況であり、全体としては概ね順調に進んでいる。また、農地や園芸、畜舎等の農業施設、漁港等の復旧事業についても、90 %以上の着手率であり、概ね順調に進んでいる。

しかし、一部の事業において、復興を担う人材不足のほか、事業間調整や合意形成の長期化、入札不調などの要因により、事業の進捗に遅れが生じ、多額の繰越額及び不用額が発生している状況であり、改めて、各事業の進捗状況を精査し、部局間、市町等関係機関と課題を共有し、残り 2 年半となった計画期間内での事業完了に向けて、鋭意取り組まれない。

未だ多くの被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされており、一日も早く安心して生活できる恒久的な住宅への円滑な移行に向けた支援を進めていく必要がある。また、災害公営住宅等へ新たに入居された被災者の心身の健康維持についても、引き続ききめ細やかに対応していく必要があるほか、震災による PTSD や不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえ、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない継続的な支援が必要である。医療施設や社会福祉施設等については、復旧が着実に進展して

いるものの、医師や看護職員が不足し、また介護職員の確保に支障が生じている事例が見られるほか、水産加工業における労働力不足や、水産加工品の販路回復などでも課題が見られ、これら課題への対応も一層強化されたい。

平成 30 年度からの「発展期」にあたる 3 年間は、復興の最終段階である。これまでの「復旧期」「再生期」において、全力を注いで進めてきた取組の成果を基に、創造的復興の総仕上げを行う重要な時期である。引き続き、戦略的に取組を進め、被災市町のまちづくりなどへの支援、地域産業の再生、雇用の確保、さらには人口減少の問題に対しても、復興後の状況を見据えながら、適確に対応されたい。

東日本大震災発生から 7 年が経過し、一層の被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されるが、復興事業は全国民の負担により実施されているものであることを踏まえ、引き続き真摯に復旧・復興に取り組む被災地の姿に加え、災害が全国各地で頻発する状況下において、大震災の教訓が効果的、具体的に生かされる情報の発信及び支援に努められたい。また、県民及び職員の記憶の風化も懸念されることから、災害等発生時に命を守り迅速に対応できる体制が常に維持されるよう取り組まれるとともに、"復興五輪"としての東京オリンピック・パラリンピック開催を 2020 年に控え、国内外から本県に訪れる人々に、復興した本県の姿を見てもらえるよう努められたい。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

・共生社会の形成の推進

本県においては、これまで、男女共同参画社会の形成に向け「宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」（平成 29 年度～ 32 年度）に基づき、審議会等委員における女性の登用及び県における女性管理職の育成・登用等を進めてきた。また、特定事業主行動計画を策定しワーク・ライフ・バランスを推進してきたほか、障害を理由とする差別の撤廃、多文化共生社会の形成などに取り組み、共生社会の形成を推進してきたところである。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、本県においてもサッカー競技の開催が予定されており、さまざまな国・地域から多くの方々が来県する。そのオリンピック憲章の根本原則において「このオリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自、その他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」と規定されており、あらゆる差別を撤廃した対応が求められる。

今後、このオリンピック・パラリンピックも契機として、人種や国籍、性別や年齢、障害等の有無を問わずに、誰もが住みよい共生社会の形成に向け、一層努力願うとともに、具体的な施策の実施にあたっては、多様性に十分に配慮されたい。

4 決 算 の 概 要

平成 29 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は 1 兆 6,173 億 8,190 万 4,940 円で、前年度の 1 兆 7,398 億 1,043 万 5,899 円と比較し 1,224 億 2,853 万 959 円(△ 7.0 %)減少している。

歳出決算額は 1 兆 4,987 億 2,770 万 6,277 円で、前年度の 1 兆 6,165 億 2,775 万 7,096 円と比較し 1,178 億 5 万 819 円(△ 7.3 %)減少している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,186 億 5,419 万 8,663 円の黒字となり、前年度の 1,232 億 8,267 万 8,803 円の黒字と比較し 46 億 2,848 万 140 円(△ 3.8 %)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,015 億 6,560 万 2,506 円を控除した実質収支額は 170 億 8,859 万 6,157 円で、このうち一般会計の実質収支額は 148 億 2,982 万 7,005 円となり、前年度の一般会計の実質収支額 152 億 65 万 7,932 円と比較し 3 億 7,083 万 927 円(△ 2.4 %)減少している。

一般会計の歳入決算額は 1 兆 3,626 億 2,576 万 2,443 円で、前年度に比べ 710 億 158 万 3,272 円(△ 5.0 %)減少している。これは、県債が 58 億 3,439 万 3,667 円、地方消費税清算金が 44 億 7,704 万 825 円、地方譲与税が 11 億 9,987 万 1,000 円増加した一方、地方交付税が 342 億 1,309 万円、国庫支出金が 271 億 5,499 万 249 円、繰越金が 118 億 7,990 万 2,793 円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は 1 兆 2,478 億 7,759 万 3,351 円で、前年度に比べ 665 億 5,984 万 3,461 円(△ 5.1 %)減少している。これは、諸支出金が 255 億 5,177 万 9,797 円、民生費が 35 億 4,296 万 535 円、総務費が 17 億 1,575 万 4,813 円増加した一方、教育費が 412 億 6,239 万 2,219 円、衛生費が 176 億 9,818 万 6,472 円、災害復旧費が 122 億 9,022 万 1,475 円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は2,547億5,614万2,497円で、前年度に比べ514億2,694万7,687円(△16.8%)減少し、歳出決算額は2,508億5,011万2,926円で、前年度に比べ512億4,020万7,358円(△17.0%)減少している。これは、歳入及び歳出決算額が公債費特別会計及び土地取得特別会計で大きく減少したことなどによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額1,800億円に対し、最高借入額は平成29年4月20日の158億6,800万円であった。特別会計では流域下水道事業特別会計20億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成29年度末における県債現在高は1兆6,988億7,054万5,338円で、臨時財政対策債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債については増加となっているが、その他ほとんどの県債は減少となっており、全体としては前年度に比べ57億1,033万5,746円(△0.3%)減少している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,307億7,685万3,580円となり、前年度よりも194億7,064万2,432円(17.5%)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.62784(前年度0.61443)と前年度より改善しているが、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は97.2%(前年度96.0%)と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	平成29年度 (イ)	1,568,232,383,580	1,362,625,762,443	Δ205,606,621,137	86.9	1,247,877,593,351	320,354,790,229	79.6	114,748,169,092
	平成28年度 (ロ)	1,727,270,550,679	1,433,627,345,715	Δ293,643,204,964	83.0	1,314,437,436,812	412,833,113,867	76.1	119,189,908,903
	比較増減(Δ) (イ)-(ロ) (ハ)	Δ159,038,167,099	Δ71,001,583,272	—	—	Δ66,559,843,461	—	—	Δ4,441,739,811
	(ハ) / (ロ)	Δ 9.2%	Δ 5.0%	—	—	Δ 5.1%	—	—	—
特 別 会 計	平成29年度 (ニ)	254,117,964,528	254,756,142,497	638,177,969	100.3	250,850,112,926	3,267,851,602	98.7	3,906,029,571
	平成28年度 (ホ)	305,674,051,018	306,183,090,184	509,039,166	100.2	302,090,320,284	3,583,730,734	98.8	4,092,769,900
	比較増減(Δ) (ニ)-(ホ) (ヘ)	Δ51,556,086,490	Δ51,426,947,687	—	—	Δ51,240,207,358	—	—	Δ186,740,329
	(ヘ) / (ホ)	Δ 16.9%	Δ 16.8%	—	—	Δ 17.0%	—	—	—
計	平成29年度 (ト)	1,822,350,348,108	1,617,381,904,940	Δ204,968,443,168	88.8	1,498,727,706,277	323,622,641,831	82.2	118,654,198,663
	平成28年度 (チ)	2,032,944,601,697	1,739,810,435,899	Δ293,134,165,798	85.6	1,616,527,757,096	416,416,844,601	79.5	123,282,678,803
	比較増減(Δ) (ト)-(チ) (リ)	Δ210,594,253,589	Δ122,428,530,959	—	—	Δ117,800,050,819	—	—	Δ4,628,480,140
	(リ) / (チ)	Δ 10.4%	Δ 7.0%	—	—	Δ 7.3%	—	—	—

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成24～29年度)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財 政 力 指 数	0.50292	0.52562	0.55892	0.59597	0.61443	0.62784
経 常 収 支 比 率	93.1%	96.1%	98.6%	96.3%	96.0%	97.2%
実 質 公 債 費 比 率	15.2%	14.4%	14.1%	14.5%	14.9%	14.5%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		取 入 率 C/B		C の 前 年 度 比		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度	H29/H28	H28/H27			
1 県 税	313,520,000,000	317,888,437,274	20.7	19.1	313,837,139,235	23.0	21.9	98.7	98.5	100.0	102.2	322,847,012	3,729,955,667	100.1
2 地方消費税清算金	84,141,000,000	84,147,520,865	5.5	4.8	84,147,520,865	6.2	5.6	100.0	100.0	105.6	89.9	0	0	100.0
3 地方譲与税	35,809,000,000	35,815,668,000	2.3	2.1	35,815,668,000	2.6	2.4	100.0	100.0	103.5	85.2	0	0	100.0
4 地方特例交付金	719,648,000	719,648,000	0.0	0.1	719,648,000	0.1	0.1	100.0	100.0	83.9	109.0	0	0	100.0
5 地方交付税	202,104,446,000	202,104,446,000	13.2	14.2	202,104,446,000	14.8	16.5	100.0	100.0	85.5	102.1	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	483,638,000	483,638,000	0.0	0.0	483,638,000	0.0	0.0	100.0	100.0	96.6	96.6	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(134,659,000) 8,158,698,000	8,168,815,345	0.5	0.5	7,960,257,075	0.6	0.6	97.4	98.2	91.2	120.1	2,224,700	206,333,570	97.6
8 使用料及び手数料	13,775,766,000	13,952,196,530	0.9	0.8	13,894,622,829	1.0	1.0	99.6	99.6	99.4	111.7	174,680	57,399,021	100.9
9 国庫支出金	(225,080,074,089) 465,735,178,089	453,163,985,006	29.5	32.5	290,070,474,816	21.3	22.1	64.0	58.6	91.4	112.8	0	163,093,510,190	62.3
10 財産収入	1,989,218,000	2,080,867,232	0.1	0.1	2,080,867,232	0.2	0.1	100.0	99.9	100.1	40.7	0	0	104.6
11 寄附金	799,472,000	870,722,861	0.1	0.1	870,722,861	0.1	0.1	100.0	100.0	96.9	67.5	0	0	108.9
12 繰入金	(293,465,140) 119,339,811,140	114,217,920,071	7.4	7.0	114,217,920,071	8.4	8.1	100.0	100.0	98.5	66.1	0	0	95.7
13 繰越金	(103,989,250,971) 119,189,907,971	119,189,908,903	7.8	7.9	119,189,908,903	8.7	9.1	100.0	100.0	90.9	93.3	0	0	100.0
14 諸収入	(3,196,529,380) 101,224,731,380	101,365,284,005	6.6	6.4	96,406,992,223	7.1	7.2	95.1	95.8	93.7	77.2	91,622,826	4,866,683,956	95.2
15 県債	(18,727,300,000) 101,241,869,000	80,825,936,333	5.3	4.5	80,825,936,333	5.9	5.2	100.0	100.0	107.8	105.4	0	0	79.8
計	(351,421,278,580) 1,568,232,383,580	1,534,994,994,425	100.0	100.0	1,362,625,762,443	100.0	100.0	88.8	86.0	95.0	95.8	416,869,218	171,953,882,404	86.9
前 年 度	(356,838,963,679) 1,727,270,550,679	1,667,463,114,057	—	—	1,433,627,345,715	—	—	—	—	—	—	484,800,985	233,354,288,202	83.0
比 較 増 減 (△)	(△ 5,417,685,099) △ 159,038,167,099	△ 132,468,119,632	—	—	△ 71,001,583,272	—	—	—	—	—	—	△ 67,931,767	△ 61,400,405,798	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額1,519,640円(県税1,504,640円、諸収入15,000円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額45,496,540円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区 分	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	(B)/(A)	収 入 済 額 (C)	(C) の 前 年 度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不 納 欠 損 額 (D)	(D)/(B)	収 入 未 済 額 (E)	(E)/(B)
1 県 民 税	円 97,083,000,000	円 100,701,439,978	% 103.7	円 (185,600) 97,261,411,842	% 103.5	% 100.2	% 96.6	円 280,837,516	% 0.3	円 3,159,376,220	% 3.1
個 人	80,047,000,000	83,601,117,566	104.4	80,192,571,376	102.2	100.2	273,182,451	0.3	3,135,363,739	3.8	
法 人	13,291,000,000	13,332,427,484	100.3	(185,600) 13,300,945,538	99.6	100.1	7,655,065	0.1	24,012,481	0.2	
利 子 割	662,000,000	669,059,080	101.1	669,059,080	132.4	101.1	0	—	0	—	
配 当 割	1,525,000,000	1,534,784,858	100.6	1,534,784,858	143.6	100.6	0	—	0	—	
株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,558,000,000	1,564,050,990	100.4	1,564,050,990	253.7	100.4	0	—	0	—	
2 事 業 税	76,738,000,000	77,003,314,649	100.3	(1,062,000) 76,789,903,913	98.0	100.1	17,874,705	0.0	196,598,031	0.3	
個 人	3,257,000,000	3,387,734,139	104.0	(613,500) 3,277,784,959	100.2	100.6	1,790,408	0.1	108,772,272	3.2	
法 人	73,481,000,000	73,615,580,510	100.2	(448,500) 73,512,118,954	97.9	100.0	16,084,297	0.0	87,825,759	0.1	
3 地 方 消 費 税	63,958,000,000	63,970,579,248	100.0	63,970,579,248	96.5	100.0	0	—	0	—	
4 不 動 産 取 得 税	6,966,000,000	7,133,208,861	102.4	6,998,415,737	111.0	100.5	1,633,264	0.0	133,159,860	1.9	
5 県 た ば こ 税	2,835,000,000	2,841,001,732	100.2	2,841,001,732	93.2	100.2	0	—	0	—	
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	717,000,000	720,808,585	100.5	720,808,585	94.8	100.5	0	—	0	—	
7 自 動 車 取 得 税	3,594,000,000	3,597,175,182	100.1	3,597,111,306	123.3	100.1	0	—	63,876	0.0	
8 軽 油 引 取 税	28,049,000,000	28,050,926,937	100.0	28,050,926,937	97.5	100.0	0	—	0	—	
9 自 動 車 税	33,131,000,000	33,410,415,566	100.8	(257,040) 33,147,447,149	100.6	100.0	22,501,527	0.1	240,723,930	0.7	
10 鉱 区 税	2,000,000	2,835,300	141.8	2,835,300	97.3	141.8	0	—	0	—	
11 狩 猟 税	13,000,000	13,818,500	106.3	13,818,500	102.2	106.3	0	—	0	—	
12 核 燃 料 税	0	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—
13 産 業 廃 棄 物 税	434,000,000	442,758,986	102.0	442,758,986	95.0	102.0	0	—	0	—	
14 旧 法 に よ る 税	0	153,750	—	120,000	100.0	—	78.0	0	—	33,750	22.0
計	313,520,000,000	317,888,437,274	101.4	(1,504,640) 313,837,139,235	100.0	100.1	322,847,012	0.1	3,729,955,667	1.2	
前 年 度	313,530,000,000	318,461,409,508	101.6	(3,311,945) 313,821,455,245	102.2	100.1	461,867,980	0.1	4,181,398,228	1.3	
比 較 増 減 (△)	△ 10,000,000	△ 572,972,234	—	(△1,807,305) 15,683,990	—	—	△ 139,020,968	—	△ 451,442,561	—	

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	23,331,570 円	
負担金	23,331,570	
民生費負担金	23,267,570	
児童福祉費	23,267,570	児童保護費 16,034,600 円 扶養保険費 6,420,520 さわらび学園費 449,000 その他 363,450
衛生費負担金	64,000	
公衆衛生費	64,000	未熟児養育費 64,000
使用料及び手数料	57,399,021	
使用料	57,399,021	
民生使用料	5,175,586	
社会福祉費	931,270	第二啓佑学園 810,384 船形コロニー 120,886
児童福祉費	4,244,316	拓桃医療療育センター 1,895,287 啓佑学園 2,349,029
農林水産業使用料	806,400	
水産業費	806,400	漁港施設 806,400
土木使用料	50,330,735	
河川海岸費	274,590	河川海岸敷 274,590
住宅費	50,056,145	県営住宅 46,730,995 県営住宅駐車場 3,325,150
教育使用料	1,086,300	
高等学校費	1,086,300	全日制高等学校授業料 752,400 定時制高等学校授業料 324,000 寄宿舎 9,900

科 目	金 額	摘 要
諸収入	1,882,896,428 円	
延滞金, 加算金及び過料等	25,305,395	
延滞金	1,260,800	
延滞金	1,260,800	延滞金 1,260,800 円
加算金	15,975,595	
加算金	15,975,595	加算金 15,975,595
過料等	8,069,000	
過料等	8,069,000	放置違反金 8,069,000
貸付金元利収入	281,180,666	
民生費貸付金元利収入	606,000	
社会福祉費	606,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金 606,000
衛生費貸付金元利収入	7,937,589	
医薬費	7,937,589	看護学生等修学資金貸付金元金 1,208,000 医学生修学資金等貸付金元金 5,560,000 医学生修学資金等貸付金利子 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,654,077	
林業費	271,654,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金 271,654,077
教育費貸付金元利収入	983,000	
高等学校費	983,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金 983,000
雑入	1,576,410,367	
弁償金	2,017,820	
弁償金	2,017,820	民間借上げ住宅に係る損害費用 2,017,820
違約金及び延納利息	8,840,640	
違約金	656,164	工事請負契約解除による違約金 507,064 その他 149,100
延納利息	8,184,476	損害賠償金 8,184,476
雑入	1,565,551,907	
返還金	749,382,964	補助金等精算返還金 83,968,362 返還金 626,575,564 児童扶養手当給付費返還金 14,539,000 過誤払返納金 24,300,038
雑入	816,168,943	特別納付金 667,285,172 損害賠償金 24,982,412 生活保護扶助費返還金 123,471,359 その他 430,000
合 計	1,963,627,019	

(注) 収入未済額(分担金及び負担金206,333,570円, 使用料及び手数料57,399,021円, 国庫支出金163,093,510,190円, 諸収入4,866,683,956円)

のうち, 繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金183,002,000円, 国庫支出金163,093,510,190円, 諸収入2,983,787,528円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額				翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年 度 対 比		繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度	H29/H28	H28/H27						
1 議 会 費	1,653,141,000	1,633,543,639	0.1	0.1	98.9	98.5	0	0	0	19,597,361	98.8	1.2
2 総 務 費	(2,360,061,995) 89,070,258,842	85,846,183,406	6.9	6.4	102.0	68.9	1,620,364,950	35,240,720	1,655,605,670	1,568,469,766	96.4	1.8
3 民 生 費	(4,984,195,052) 145,905,299,492	138,860,522,479	11.1	10.3	102.6	96.6	4,553,678,125	46,030,800	4,599,708,925	2,445,068,088	95.2	1.7
4 衛 生 費	(1,738,856,499) 44,600,603,499	42,087,849,613	3.4	4.6	70.4	85.4	783,637,151	0	783,637,151	1,729,116,735	94.4	3.9
5 労 働 費	4,612,295,000	4,065,118,809	0.3	0.7	41.6	32.8	7,198,781	0	7,198,781	539,977,410	88.1	11.7
6 農 林 水 産 業 費	(58,023,874,111) 142,596,284,111	84,309,161,103	6.8	6.5	98.8	91.8	41,310,695,483	11,083,961,576	52,394,657,059	5,892,465,949	59.1	4.1
7 商 工 費	(22,957,038,564) 135,562,000,964	104,098,841,398	8.3	8.5	93.7	92.8	16,910,167,928	5,625,241,560	22,535,409,488	8,927,750,078	76.8	6.6
8 土 木 費	(74,506,432,236) 218,861,170,796	135,564,302,063	10.9	11.0	93.4	110.1	66,736,196,790	13,424,640,999	80,160,837,789	3,136,030,944	61.9	1.4
9 警 察 費	(1,480,001,249) 52,819,032,122	50,286,265,721	4.0	3.9	98.3	102.0	1,063,528,395	33,266,800	1,096,795,195	1,435,971,206	95.2	2.7
10 教 育 費	(3,827,007,416) 182,090,169,716	176,778,219,131	14.2	16.6	81.1	98.3	2,818,792,872	0	2,818,792,872	2,493,157,713	97.1	1.4
11 災 害 復 旧 費	(181,543,811,458) 299,989,011,458	174,028,490,370	13.9	14.2	93.4	127.3	75,628,221,809	38,832,948,163	114,461,169,972	11,499,351,116	58.0	3.8
12 公 債 費	110,226,378,000	110,221,201,658	8.8	8.5	98.3	100.2	0	0	0	5,176,342	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	140,246,140,000	140,097,893,961	11.2	8.7	122.3	90.0	0	0	0	148,246,039	99.9	0.1
14 予 備 費	598,580	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	598,580	0.0	100.0
計	(351,421,278,580) 1,568,232,383,580	1,247,877,593,351	100.0	100.0	94.9	96.3	211,432,482,284	69,081,330,618	280,513,812,902	39,840,977,327	79.6	2.5
前 年 度	(356,838,963,679) 1,727,270,550,679	1,314,437,436,812	—	—	—	—	277,988,920,205	73,432,358,375	351,421,278,580	61,411,835,287	76.1	3.6
比 較 増 減 (△)	(Δ5,417,685,099) Δ 159,038,167,099	Δ 66,559,843,461	—	—	—	—	Δ 66,556,437,921	Δ 4,351,027,757	Δ 70,907,465,678	Δ 21,570,857,960	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰越額	決算額	不用額
款			
1 議会費	0	0	0
2 総務費	2,360,061,995	1,987,000,501	373,061,494
3 民生費	4,984,195,052	4,747,209,384	236,985,668
4 衛生費	1,738,856,499	1,115,867,293	622,989,206
5 労働費	0	0	0
6 農林水産業費	58,023,874,111	53,416,005,442	4,607,868,669
7 商工費	22,957,038,564	14,433,786,411	8,523,252,153
8 土木費	74,506,432,236	72,419,209,345	2,087,222,891
9 警察費	1,480,001,249	680,354,121	799,647,128
10 教育費	3,827,007,416	3,321,651,487	505,355,929
11 災害復旧費	181,543,811,458	170,839,372,145	10,704,439,313
12 公債費	0	0	0
13 諸支出金	0	0	0
14 予備費	0	0	0
合計	351,421,278,580	322,960,456,129	28,460,822,451

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	195,188,270	1,818,720	197,006,990
	2 企 画 費	282,600,000	33,422,000	316,022,000
	6 防 災 費	152,375,000	0	152,375,000
	10 生 活 環 境 費	990,201,680	0	990,201,680
	計	1,620,364,950	35,240,720	1,655,605,670
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	1,687,907,600	0	1,687,907,600
	2 児 童 福 祉 費	48,136,525	46,030,800	94,167,325
	4 災 害 救 助 費	2,817,634,000	0	2,817,634,000
	計	4,553,678,125	46,030,800	4,599,708,925
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	41,741,000	0	41,741,000
	3 公 害 対 策 費	75,694,000	0	75,694,000
	5 医 薬 費	666,202,151	0	666,202,151
	計	783,637,151	0	783,637,151
5 労 働 費	2 職 業 訓 練 費	7,198,781	0	7,198,781
	計	7,198,781	0	7,198,781
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1,180,095,846	569,808,000	1,749,903,846
	2 畜 産 業 費	104,809,233	0	104,809,233
	3 農 地 費	29,027,721,746	3,460,608,838	32,488,330,584
	4 林 業 費	2,125,122,798	632,746,768	2,757,869,566
	5 水 産 業 費	8,872,945,860	6,420,797,970	15,293,743,830
	計	41,310,695,483	11,083,961,576	52,394,657,059
7 商 工 費	1 商 業 費	211,030,754	890,423,515	1,101,454,269
	2 工 鉱 業 費	15,587,715,327	4,250,657,145	19,838,372,472
	4 観 光 費	1,111,421,847	484,160,900	1,595,582,747
	計	16,910,167,928	5,625,241,560	22,535,409,488

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	77,275,000	0	77,275,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,561,931,237	6,064,175,549	39,626,106,786
	3 河 川 海 岸 費	12,244,357,678	1,978,768,452	14,223,126,130
	4 港 湾 費	11,137,518,891	4,534,798,742	15,672,317,633
	5 都 市 計 画 費	9,372,082,024	829,293,376	10,201,375,400
	6 住 宅 費	329,384,000	0	329,384,000
	7 空 港 費	13,647,960	17,604,880	31,252,840
	計	66,736,196,790	13,424,640,999	80,160,837,789
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	253,553,395	33,266,800	286,820,195
	2 警 察 活 動 費	809,975,000	0	809,975,000
	計	1,063,528,395	33,266,800	1,096,795,195
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	12,206,568	0	12,206,568
	4 高 等 学 校 費	2,310,311,000	0	2,310,311,000
	7 特 別 支 援 学 校 費	226,381,464	0	226,381,464
	8 私 立 学 校 費	1,881,000	0	1,881,000
	9 社 会 教 育 費	79,937,000	0	79,937,000
	10 保 健 体 育 費	188,075,840	0	188,075,840
	計	2,818,792,872	0	2,818,792,872
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	159,720,080	709,741,547	869,461,627
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,030,247,042	1,765,303,248	3,795,550,290
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	73,438,254,687	36,357,903,368	109,796,158,055
	計	75,628,221,809	38,832,948,163	114,461,169,972
合 計		211,432,482,284	69,081,330,618	280,513,812,902

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	313,520,000,000	収入額	94,709,246,376	30.2	64,702,546,517	20.6	81,924,358,264	26.1	56,608,902,655	18.0	15,892,085,423	5.1
			累計	94,709,246,376	30.2	159,411,792,893	50.8	241,336,151,157	76.9	297,945,053,812	94.9	313,837,139,235
地方消費税清算金	84,141,000,000	収入額	7,197,530,000	8.6	11,039,966,000	13.1	3,924,650,000	4.7	61,985,374,865	73.7	0	—
			累計	7,197,530,000	8.6	18,237,496,000	21.7	22,162,146,000	26.3	84,147,520,865	100.0	84,147,520,865
地方譲与税	35,809,000,000	収入額	2,671,546,000	7.5	6,144,208,000	17.2	12,669,894,000	35.4	14,330,020,000	40.0	0	—
			累計	2,671,546,000	7.5	8,815,754,000	24.6	21,485,648,000	60.0	35,815,668,000	100.0	35,815,668,000
地方特例交付金	719,648,000	収入額	461,691,000	64.2	257,957,000	35.8	0	—	0	—	0	—
			累計	461,691,000	64.2	719,648,000	100.0	719,648,000	100.0	719,648,000	100.0	719,648,000
地方交付税	202,104,446,000	収入額	72,404,326,000	35.8	94,911,498,000	47.0	31,625,533,000	15.6	3,163,089,000	1.6	0	—
			累計	72,404,326,000	35.8	167,315,824,000	82.8	198,941,357,000	98.4	202,104,446,000	100.0	202,104,446,000
交通安全対策特別交付金	483,638,000	収入額	0	—	255,986,000	52.9	0	—	227,652,000	47.1	0	—
			累計	0	—	255,986,000	52.9	255,986,000	52.9	483,638,000	100.0	483,638,000
分担金及び負担金	8,158,698,000	収入額	129,304,724	1.6	108,966,376	1.4	449,353,529	5.6	4,353,035,366	54.7	2,919,597,080	36.7
			累計	129,304,724	1.6	238,271,100	3.0	687,624,629	8.6	5,040,659,995	63.3	7,960,257,075
使用料及び手数料	13,775,766,000	収入額	3,030,573,375	21.8	2,687,017,516	19.3	4,405,715,305	31.7	3,172,242,694	22.8	599,073,939	4.3
			累計	3,030,573,375	21.8	5,717,590,891	41.1	10,123,306,196	72.9	13,295,548,890	95.7	13,894,622,829
国庫支出金	465,735,178,089	収入額	10,046,189,742	3.5	14,219,417,719	4.9	26,220,160,809	9.0	215,317,350,589	74.2	24,267,355,957	8.4
			累計	10,046,189,742	3.5	24,265,607,461	8.4	50,485,768,270	17.4	265,803,118,859	91.6	290,070,474,816
財産収入	1,989,218,000	収入額	629,357,145	30.2	484,332,478	23.3	532,831,906	25.6	264,189,130	12.7	170,156,573	8.2
			累計	629,357,145	30.2	1,113,689,623	53.5	1,646,521,529	79.1	1,910,710,659	91.8	2,080,867,232
寄附金	799,472,000	収入額	401,714,087	46.1	102,993,575	11.8	168,587,279	19.4	162,387,167	18.6	35,040,753	4.0
			累計	401,714,087	46.1	504,707,662	58.0	673,294,941	77.3	835,682,108	96.0	870,722,861
繰入金	119,339,811,140	収入額	4,518,133,875	4.0	9,802,655,220	8.6	4,877,954,000	4.3	71,002,424,856	62.2	24,016,752,120	21.0
			累計	4,518,133,875	4.0	14,320,789,095	12.5	19,198,743,095	16.8	90,201,167,951	79.0	114,217,920,071
繰越金	119,189,907,971	収入額	119,189,908,903	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
			累計	119,189,908,903	100.0	119,189,908,903	100.0	119,189,908,903	100.0	119,189,908,903	100.0	119,189,908,903
諸収入	101,224,731,380	収入額	11,908,652,827	12.4	Δ 4,269,574,258	Δ 4.4	10,121,595,831	10.5	73,218,853,398	75.9	5,427,464,425	5.6
			累計	11,908,652,827	12.4	7,639,078,569	7.9	17,760,674,400	18.4	90,979,527,798	94.4	96,406,992,223
県債	101,241,869,000	収入額	0	—	0	—	10,000,000,000	12.4	36,518,853,333	45.2	34,307,083,000	42.4
			累計	0	—	0	—	10,000,000,000	12.4	46,518,853,333	57.6	80,825,936,333
歳入合計	1,568,232,383,580	収入額	327,298,174,054	24.0	200,447,970,143	14.7	186,920,633,923	13.7	540,324,375,053	39.7	107,634,609,270	7.9
			累計	327,298,174,054	24.0	527,746,144,197	38.7	714,666,778,120	52.4	1,254,991,153,173	92.1	1,362,625,762,443

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
議会費	1,653,141,000	支出額	564,912,780	34.6	275,207,051	16.8	544,520,268	33.3	242,382,284	14.8	6,521,256	0.4
		累計	564,912,780	34.6	840,119,831	51.4	1,384,640,099	84.8	1,627,022,383	99.6	1,633,543,639	100.0
総務費	89,070,258,842	支出額	7,880,551,413	9.2	9,594,924,296	11.2	27,967,035,014	32.6	25,806,791,649	30.1	14,596,881,034	17.0
		累計	7,880,551,413	9.2	17,475,475,709	20.4	45,442,510,723	52.9	71,249,302,372	83.0	85,846,183,406	100.0
民生費	145,905,299,492	支出額	22,305,339,514	16.1	23,602,840,780	17.0	27,185,459,551	19.6	45,903,888,437	33.1	19,862,994,197	14.3
		累計	22,305,339,514	16.1	45,908,180,294	33.1	73,093,639,845	52.6	118,997,528,282	85.7	138,860,522,479	100.0
衛生費	44,600,603,499	支出額	7,160,652,893	17.0	6,955,508,393	16.5	8,753,151,444	20.8	10,423,002,458	24.8	8,795,534,425	20.9
		累計	7,160,652,893	17.0	14,116,161,286	33.5	22,869,312,730	54.3	33,292,315,188	79.1	42,087,849,613	100.0
労働費	4,612,295,000	支出額	820,324,253	20.2	557,466,551	13.7	989,505,700	24.3	857,911,832	21.1	839,910,473	20.7
		累計	820,324,253	20.2	1,377,790,804	33.9	2,367,296,504	58.2	3,225,208,336	79.3	4,065,118,809	100.0
農林水産業費	142,596,284,111	支出額	14,179,370,606	16.8	15,432,283,733	18.3	18,698,481,708	22.2	18,179,984,659	21.6	17,819,040,397	21.1
		累計	14,179,370,606	16.8	29,611,654,339	35.1	48,310,136,047	57.3	66,490,120,706	78.9	84,309,161,103	100.0
商工費	135,562,000,964	支出額	68,614,739,672	65.9	8,761,210,286	8.4	6,310,447,473	6.1	18,573,375,217	17.8	1,839,068,750	1.8
		累計	68,614,739,672	65.9	77,375,949,958	74.3	83,686,397,431	80.4	102,259,772,648	98.2	104,098,841,398	100.0
土木費	218,861,170,796	支出額	14,154,155,510	10.4	13,616,998,453	10.0	25,497,898,022	18.8	47,723,146,928	35.2	34,572,103,150	25.5
		累計	14,154,155,510	10.4	27,771,153,963	20.5	53,269,051,985	39.3	100,992,198,913	74.5	135,564,302,063	100.0
警察費	52,819,032,122	支出額	11,747,995,313	23.4	9,502,840,065	18.9	13,581,178,527	27.0	10,172,414,861	20.2	5,281,836,955	10.5
		累計	11,747,995,313	23.4	21,250,835,378	42.3	34,832,013,905	69.3	45,004,428,766	89.5	50,286,265,721	100.0
教育費	182,090,169,716	支出額	40,072,859,908	22.7	35,261,869,295	19.9	49,465,793,464	28.0	33,900,397,031	19.2	18,077,299,433	10.2
		累計	40,072,859,908	22.7	75,334,729,203	42.6	124,800,522,667	70.6	158,700,919,698	89.8	176,778,219,131	100.0
災害復旧費	299,989,011,458	支出額	15,962,407,385	9.2	22,426,900,814	12.9	31,222,163,206	17.9	52,494,304,727	30.2	51,922,714,238	29.8
		累計	15,962,407,385	9.2	38,389,308,199	22.1	69,611,471,405	40.0	122,105,776,132	70.2	174,028,490,370	100.0
公債費	110,226,378,000	支出額	7,202,549,337	6.5	25,384,144,338	23.0	12,445,533,451	11.3	63,109,499,613	57.3	2,079,474,919	1.9
		累計	7,202,549,337	6.5	32,586,693,675	29.6	45,032,227,126	40.9	108,141,726,739	98.1	110,221,201,658	100.0
諸支出金	140,246,140,000	支出額	12,284,822,000	8.8	27,869,829,851	19.9	21,132,349,044	15.1	78,810,893,066	56.3	0	-
		累計	12,284,822,000	8.8	40,154,651,851	28.7	61,287,000,895	43.7	140,097,893,961	100.0	140,097,893,961	100.0
予備費	598,580	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
		累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳出合計	1,568,232,383,580	支出額	222,950,680,584	17.9	199,242,023,906	16.0	243,793,516,872	19.5	406,197,992,762	32.6	175,693,379,227	14.1
		累計	222,950,680,584	17.9	422,192,704,490	33.8	665,986,221,362	53.4	1,072,184,214,124	85.9	1,247,877,593,351	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比		不納欠損額	収入未済額
				H29/H28	H28/H27		
	円	円	円	%	%	円	円
公債費	231,649,220,000	231,644,830,973	231,644,830,973	87.6	86.4	0	0
母子父子寡婦福祉資金	142,508,000	233,066,563	141,097,484	99.4	79.1	108,966	91,860,113
中小企業高度化資金	975,074,000	1,723,840,760	1,682,156,720	54.5	106.2	0	41,684,040
農業改良資金	43,991,000	258,075,543	241,804,559	100.1	110.3	0	16,270,984
沿岸漁業改善資金	50,761,000	600,482,862	600,482,862	101.9	102.5	0	0
林業・木材産業改善資金	51,398,000	373,097,361	355,713,954	103.8	100.8	0	17,383,407
県有林	409,892,000	438,675,340	438,675,340	116.0	91.7	0	0
土地取得	310,216,000	310,610,254	310,610,254	1.8	3,695.8	0	0
土地区画整理事業	159,778,000	159,775,499	159,775,499	22.2	21.3	0	0
流域下水道事業	(1,175,242,680) 11,348,527,680	11,134,259,007	10,845,938,007	104.0	100.2	0	288,321,000
港湾整備事業	(1,965,667,848) 8,976,598,848	8,335,056,845	8,335,056,845	96.6	80.2	0	0
歳入合計	(3,140,910,528) 254,117,964,528	255,211,771,007	254,756,142,497	83.2	91.2	108,966	455,519,544
前年度	(2,719,493,018) 305,674,051,018	306,708,587,910	306,183,090,184	—	—	24,670	525,473,056
比較増減(△)	(421,417,510) △51,556,086,490	△51,496,816,903	△51,426,947,687	—	—	84,296	△69,953,512

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

イ 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額の年度対比		翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
			H29/H28	H28/H27	繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	%	円	円	円	円
公 債 費	231,649,220,000	231,644,830,973	87.6	86.4	0	0	0	4,389,027
母子父子寡婦福祉資金	142,508,000	42,902,694	55.5	53.6	0	0	0	99,605,306
中小企業高度化資金	975,074,000	973,886,257	40.6	381.0	0	0	0	1,187,743
農 業 改 良 資 金	43,991,000	43,473,245	115.3	137.5	0	0	0	517,755
沿岸漁業改善資金	50,761,000	115,781	82.2	57.6	0	0	0	50,645,219
林業・木材産業改善資金	51,398,000	15,690,507	4,518.1	0.8	0	0	0	35,707,493
県 有 林	409,892,000	397,411,740	133.8	73.2	7,445,520	0	7,445,520	5,034,740
土 地 取 得	310,216,000	310,215,228	1.8	3,699.3	0	0	0	772
土地区画整理事業	159,778,000	159,775,499	22.2	21.3	0	0	0	2,501
流域下水道事業	(1,175,242,680) 11,348,527,680	10,233,059,716	104.5	96.0	714,378,000	137,880,680	852,258,680	263,209,284
港湾整備事業	(1,965,667,848) 8,976,598,848	7,028,751,286	98.5	79.8	1,555,254,928	363,990,930	1,919,245,858	28,601,704
歳 出 合 計	(3,140,910,528) 254,117,964,528	250,850,112,926	83.0	91.4	2,277,078,448	501,871,610	2,778,950,058	488,901,544
前 年 度	(2,719,493,018) 305,674,051,018	302,090,320,284	—	—	2,289,743,800	851,166,728	3,140,910,528	442,820,206
比 較 増 減 (△)	(421,417,510) △51,556,086,490	△51,240,207,358	—	—	△12,665,352	△ 349,295,118	△361,960,470	46,081,338

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	91,860,113	母子父子寡婦福祉資金貸付金 88,280,195 母子父子寡婦福祉資金違約金 2,575,390 過年度過払金等返還金 1,004,528
中 小 企 業 高 度 化 資 金	41,684,040	設備導入資金 26,580,000 高度化資金 15,104,040
農 業 改 良 資 金	16,270,984	改良資金貸付金 15,865,500 違約金 405,484
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	17,383,407	改善資金貸付金 8,466,000 違約金 8,917,407
計	167,198,544	

(注) 繰越事業に係る未収入特定財源(国庫支出金288,321,000円)は除いている。

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
	円	円	円
流 域 下 水 道 事 業	1,175,242,680	1,077,241,560	98,001,120
港 湾 整 備 事 業	1,965,667,848	1,964,217,738	1,450,110
計	3,140,910,528	3,041,459,298	99,451,230

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
県 有 林	1 農林水産業費	1 林 業 費	7,445,520	0	7,445,520
流 域 下 水 道 事 業	1 土 木 費	1 流域下水道管理費	108,654,960	0	108,654,960
		2 流域下水道建設費	605,723,040	137,880,680	743,603,720
		計	714,378,000	137,880,680	852,258,680
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	1,555,254,928	363,990,930	1,919,245,858
	計		2,277,078,448	501,871,610	2,778,950,058

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	231,649,220,000	収入額	24,591,493,048	10.6	66,836,473,927	28.9	39,321,407,916	17.0	98,349,526,436	42.5	2,545,929,646	1.1
		累計	24,591,493,048	10.6	91,427,966,975	39.5	130,749,374,891	56.4	229,098,901,327	98.9	231,644,830,973	100.0
母子父子寡婦福祉資金	142,508,000	収入額	76,365,142	54.1	18,507,988	13.1	19,553,895	13.9	22,771,686	16.1	3,898,773	2.8
		累計	76,365,142	54.1	94,873,130	67.2	114,427,025	81.1	137,198,711	97.2	141,097,484	100.0
中小企業高度化資金	975,074,000	収入額	869,627,052	51.7	56,414,449	3.4	215,847,909	12.8	540,102,424	32.1	164,886	0.0
		累計	869,627,052	51.7	926,041,501	55.1	1,141,889,410	67.9	1,681,991,834	100.0	1,682,156,720	100.0
農業改良資金	43,991,000	収入額	239,041,064	98.9	165,000	0.1	2,240,000	0.9	936,000	0.4	△577,505	△0.2
		累計	239,041,064	98.9	239,206,064	98.9	241,446,064	99.9	242,382,064	100.2	241,804,559	100.0
沿岸漁業改善資金	50,761,000	収入額	596,123,963	99.3	240,000	0.0	310,000	0.1	4,740,000	0.8	△931,101	△0.2
		累計	596,123,963	99.3	596,363,963	99.3	596,673,963	99.4	601,413,963	100.2	600,482,862	100.0
林業・木材産業改善資金	51,398,000	収入額	355,615,173	100.0	15,000	0.0	15,000	0.0	20,000	0.0	48,781	0.0
		累計	355,615,173	100.0	355,630,173	100.0	355,645,173	100.0	355,665,173	100.0	355,713,954	100.0
県有林	409,892,000	収入額	95,614,232	21.8	233,275,759	53.2	67,589,686	15.4	60,839,840	13.9	△18,644,177	△4.3
		累計	95,614,232	21.8	328,889,991	75.0	396,479,677	90.4	457,319,517	104.3	438,675,340	100.0
土地取得	310,216,000	収入額	41,328	0.0	391,501	0.1	393,457	0.1	309,387,241	99.6	396,727	0.1
		累計	41,328	0.0	432,829	0.1	826,286	0.3	310,213,527	99.9	310,610,254	100.0
土地区画整理事業	159,778,000	収入額	33,492,804	21.0	48,512,361	30.4	29,280,707	18.3	29,198,571	18.3	19,291,056	12.1
		累計	33,492,804	21.0	82,005,165	51.3	111,285,872	69.7	140,484,443	87.9	159,775,499	100.0
流域下水道事業	11,348,527,680	収入額	1,473,950,632	13.6	1,196,017,879	11.0	2,885,032,432	26.6	3,762,474,658	34.7	1,528,462,406	14.1
		累計	1,473,950,632	13.6	2,669,968,511	24.6	5,555,000,943	51.2	9,317,475,601	85.9	10,845,938,007	100.0
港湾整備事業	8,976,598,848	収入額	1,709,831,736	20.5	302,816,567	3.6	1,756,863,150	21.1	4,412,473,884	52.9	153,071,508	1.8
		累計	1,709,831,736	20.5	2,012,648,303	24.1	3,769,511,453	45.2	8,181,985,337	98.2	8,335,056,845	100.0
歳入合計	254,117,964,528	収入額	30,041,196,174	11.8	68,692,830,431	27.0	44,298,534,152	17.4	107,492,470,740	42.2	4,231,111,000	1.7
		累計	30,041,196,174	11.8	98,734,026,605	38.8	143,032,560,757	56.1	250,525,031,497	98.3	254,756,142,497	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	231,649,220,000	支出額	37,404,493,048	16.1	59,736,473,927	25.8	39,031,407,916	16.8	92,926,526,436	40.1	2,545,929,646	1.1
		累計	37,404,493,048	16.1	97,140,966,975	41.9	136,172,374,891	58.8	229,098,901,327	98.9	231,644,830,973	100.0
母子父子寡婦福祉資金	142,508,000	支出額	19,002,438	44.3	5,546,582	12.9	12,305,298	28.7	3,048,794	7.1	2,999,582	7.0
		累計	19,002,438	44.3	24,549,020	57.2	36,854,318	85.9	39,903,112	93.0	42,902,694	100.0
中小企業高度化資金	975,074,000	支出額	28,578,746	2.9	186,044,334	19.1	94,281,358	9.7	213,902,559	22.0	451,079,260	46.3
		累計	28,578,746	2.9	214,623,080	22.0	308,904,438	31.7	522,806,997	53.7	973,886,257	100.0
農業改良資金	43,991,000	支出額	35,454,540	81.6	7,711,262	17.7	38,160	0.1	77,976	0.2	191,307	0.4
		累計	35,454,540	81.6	43,165,802	99.3	43,203,962	99.4	43,281,938	99.6	43,473,245	100.0
沿岸漁業改善資金	50,761,000	支出額	20,000	17.3	16,220	14.0	3,000	2.6	15,000	13.0	61,561	53.2
		累計	20,000	17.3	36,220	31.3	39,220	33.9	54,220	46.8	115,781	100.0
林業・木材産業改善資金	51,398,000	支出額	0	—	168,540	1.1	15,152,740	96.6	7,560	0.0	361,667	2.3
		累計	0	—	168,540	1.1	15,321,280	97.6	15,328,840	97.7	15,690,507	100.0
県有林	409,892,000	支出額	7,474,480	1.9	29,516,511	7.4	277,281,280	69.8	71,035,486	17.9	12,103,983	3.0
		累計	7,474,480	1.9	36,990,991	9.3	314,272,271	79.1	385,307,757	97.0	397,411,740	100.0
土地取得	310,216,000	支出額	391,501	0.1	393,457	0.1	388,013	0.1	309,042,257	99.6	0	—
		累計	391,501	0.1	784,958	0.3	1,172,971	0.4	310,215,228	100.0	310,215,228	100.0
土地区画整理事業	159,778,000	支出額	4,405,782	2.8	1,995,644	1.2	0	—	3,315,644	2.1	150,058,429	93.9
		累計	4,405,782	2.8	6,401,426	4.0	6,401,426	4.0	9,717,070	6.1	159,775,499	100.0
流域下水道事業	11,348,527,680	支出額	1,432,750,164	14.0	2,837,567,262	27.7	1,540,930,661	15.1	2,690,790,050	26.3	1,731,021,579	16.9
		累計	1,432,750,164	14.0	4,270,317,426	41.7	5,811,248,087	56.8	8,502,038,137	83.1	10,233,059,716	100.0
港湾整備事業	8,976,598,848	支出額	596,213,893	8.5	1,112,785,867	15.8	720,257,017	10.2	3,116,877,875	44.3	1,482,616,634	21.1
		累計	596,213,893	8.5	1,708,999,760	24.3	2,429,256,777	34.6	5,546,134,652	78.9	7,028,751,286	100.0
歳出合計	254,117,964,528	支出額	39,528,784,592	15.8	63,918,219,606	25.5	41,692,045,443	16.6	99,334,639,637	39.6	6,376,423,648	2.5
		累計	39,528,784,592	15.8	103,447,004,198	41.2	145,139,049,641	57.9	244,473,689,278	97.5	250,850,112,926	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,304,589.72 m ²	128,898.91 m ²	81,433,488.63 m ²
	う ち 山 林	61,367,622.73 m ²	167,674.41 m ²	61,535,297.14 m ²
	普 通 財 産	3,470,417.39 m ²	△ 81,473.91 m ²	3,388,943.48 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	0.00 m ²	81,713.04 m ²	81,713.04 m ²
	計	84,775,007.11 m ²	129,138.04 m ²	84,904,145.15 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,287,048 m ³	△ 3,755 m ³	1,283,293 m ³
	分 収 林	1,614,586 m ³	60,735 m ³	1,675,321 m ³
	計	2,901,634 m ³	56,980 m ³	2,958,614 m ³
建 物	行 政 財 産	2,656,466.67 m ²	14,687.11 m ²	2,671,153.78 m ²
	普 通 財 産	114,768.54 m ²	△ 9,255.86 m ²	105,512.68 m ²
	計	2,771,235.21 m ²	5,431.25 m ²	2,776,666.46 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	0 隻	5 隻
		1,352.00 総ト	0.00 総ト	1,352.00 総ト
	航 空 機	0 機	0 機	0 機
物 権	地 上 権	68,916,953.49 m ²	Δ 1,031,108.50 m ²	67,885,844.99 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	36 件	Δ 2 件	34 件
	実 用 新 案 権	1 件	Δ 1 件	0 件
	育 成 者 権	17 件	0 件	17 件
	著 作 権	6 件	0 件	6 件
	商 標 権	12 件	9 件	21 件
有 価 証 券	株 券	1,077,770 千円	Δ 10,000 千円	1,067,770 千円
出 資 に よ る 利 権	出 資 証 券	3,279,341 千円	Δ 2,500 千円	3,276,841 千円
	出 資 に よ る 権 利	61,279,061 千円	1,539,438 千円	62,818,499 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	4,777 個	△ 488 個	4,289 個
船 舶	35 隻	3 隻	38 隻
車 両	1,469 台	△ 6 台	1,463 台
合 計	6,281	△ 491	5,790

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	13,636,849,082 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	16,065,827 千円	宮城県信用保証協会中小企業経営安定資金債務保証に伴う損失補償 他

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	147,144,697,824 円	△ 3,013,049,459 円	144,131,648,365 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
レオネクスト K 旭ヶ浦 I 敷金	425,000	0	425,000
レオネクスト K 旭ヶ浦 II 敷金	198,000	0	198,000
レオネクスト 桜式番館 敷金	461,000	0	461,000
一般公共施設整備事業貸付金	764,658,183	△ 131,177,846	633,480,337
公営企業安定化資金貸付金	292,930,000	△ 40,590,000	252,340,000
東京事務所借上宿舎敷金	1,408,500	15,000	1,423,500
災害援護資金貸付金	15,596,340,125	△ 517,408,359	15,078,931,766
看護学生修学資金貸付金	1,379,085,885	△ 980,756,888	398,328,997
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	1,839,375,000	△ 119,225,000	1,720,150,000
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	3,958,750,487	△ 69,922,945	3,888,827,542
地方独立行政法人宮城県立こども病院 法人移行前地方債償還債務負担金	6,338,116,337	△ 367,588,454	5,970,527,883
地方独立行政法人宮城県立病院機構 法人移行前地方債償還債務負担金	4,750,309,548	△ 612,996,426	4,137,313,122
医学生修学資金等貸付金	865,200,000	34,800,000	900,000,000
介護福祉士等修学資金貸付金	36,136,288	△ 3,024,000	33,112,288
母子父子寡婦福祉資金貸付金	453,428,850	△ 38,768,631	414,660,219
被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	86,530,491,560	△ 444,395,756	86,086,095,804
企業振興投資育成事業資金貸付金	120,000,000	△ 30,000,000	90,000,000
機械類貸与資金貸付金	203,166,000	△ 25,396,000	177,770,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	24,000,000	△ 3,000,000	21,000,000
ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金	99,999,581	0	99,999,581
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	1,854,828,000	△ 174,858,000	1,679,970,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	196,885,668	△ 62,245,668	134,640,000

名 称	前年度末現在高（円）	決算年度中増減高（円）	決算年度末現在高（円）
小規模企業者等設備貸与資金貸付金（新設備貸与）	440,970,000	234,690,000	675,660,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金（旧設備貸与）	160,954,728	△ 54,357,449	106,597,279
工場立地盤整備事業貸付金	825,826,000	440,620,000	1,266,446,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
農業改良資金貸付金 （農業改良資金）	6,589,000	△ 3,511,000	3,078,000
農業改良資金貸付金 （就農支援資金）	129,723,585	△ 33,453,000	96,270,585
沿岸漁業改善資金貸付金	15,670,000	△ 11,400,000	4,270,000
林業・木材産業改善資金貸付金	50,730,000	1,944,000	52,674,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	120,042,813	△ 13,098,000	106,944,813
新規参入者定着支援資金貸付金	1,000,000	△ 139,000	861,000
就農支援資金県貸付金	88,950,823	△ 26,853,058	62,097,765
津波被害土地改良区償還支援事業貸付金	18,403,122	△ 15,746,073	2,657,049
林業公社貸付金	909,567,305	25,000,000	934,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	234,699,000	△ 16,630,906	218,068,094
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,559,000,000	△ 150,000,000	7,409,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	3,920,000,000	△ 261,338,000	3,658,662,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金	2,668,000,000	0	2,668,000,000
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	261,000,000	△ 52,000,000	209,000,000
昭和42年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	30,000,000	30,000,000
昭和43年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	30,000,000	30,000,000
昭和44年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	84,000,000	84,000,000
昭和45年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	70,000,000	70,000,000
昭和46年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	18,620,000	18,620,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
昭和47年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	77,000,000	77,000,000
昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	90,677,000	90,677,000
昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	74,740,000	74,740,000
昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	0	41,238,000	41,238,000
平成27(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	1,880,000	△ 200,000	1,680,000
高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	20,328,000	△ 6,216,000	14,112,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舍敷金	207,000	0	207,000
石巻警察署署長宿舍敷金	213,000	0	213,000
気仙沼警察署署長宿舍敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舍敷金	71,000	0	71,000
古川警察署署長宿舍敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舍敷金	106,000	0	106,000
特別出向者入居用アパート敷金 (レオネクストパレハ201)	49,000	△ 49,000	0
特別出向者入居用アパート敷金 (レオネクストパレハ202)	48,000	△ 48,000	0
合 計	147,144,697,824	△ 3,013,049,459	144,131,648,365

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金	現 金	531,294,396	△ 133,586,577	397,707,819
財 政 調 整 基 金	現 金	16,422,722,751	3,276,695,039	19,699,417,790
県 債 管 理 基 金	計	94,883,488,397	16,193,947,393	111,077,435,790
	有 価 証 券	16,000,000,000	3,500,000,000	19,500,000,000
	現 金	78,297,556,002	13,259,593,325	91,557,149,327
	繰 入 運 用	585,932,395	△ 565,645,932	20,286,463
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	70,744,698,553	△ 11,745,786,026	58,998,912,527
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	26,007,734,333	△ 4,831,989,395	21,175,744,938
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	58,214,436,383	△ 15,495,666,540	42,718,769,843
土 地 基 金	計	10,505,666,451	1,216,000	10,506,882,451
	現 金	7,890,461,823	310,215,228	8,200,677,051
	貸 付 金	2,615,204,628	△ 308,999,228	2,306,205,400
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
	(0)	(0)	(0)	
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	11,851,233,636	2,106,874,441	13,958,108,077
地 域 環 境 保 全 基 金	現 金	1,767,851,416	△ 483,972,645	1,283,878,771
環 境 創 造 基 金	現 金	701,844,929	△ 113,528,424	588,316,505
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	888,658,991	△ 263,368,022	625,290,969
宮 城 み ど り の 基 金	現 金	10,447,217	362,600	10,809,817
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	1,121,225,418	△ 70,978,113	1,050,247,305
文 化 振 興 基 金	現 金	3,479,943,194	183,084,704	3,663,027,898
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	現 金	12,394,027	△ 12,394,027	0
災 害 救 助 基 金	現 金	1,980,178,926	△ 300,584	1,979,878,342
社 会 福 祉 基 金	現 金	1,563,159,492	△ 400,726,692	1,162,432,800
医 療 施 設 耐 震 化 臨 時 特 例 基 金	現 金	6,225,396	△ 6,225,396	0
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	13,443,767,361	△ 9,198,212,890	4,245,554,471
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	現 金	8,870,989,382	△ 1,153,933,841	7,717,055,541
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	1,448,800,824	288,957	1,449,089,781

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
子育て支援対策臨時特例基金	現金	2,256,623,760	△ 1,428,611,183	828,012,577
東日本大震災みやぎこども育英基金	現金	7,704,700,888	172,956,742	7,877,657,630
自殺対策緊急強化基金	現金	148,686,488	△ 22,683,630	126,002,858
後期高齢者医療財政安定化基金	現金	2,138,689,684	426,564	2,139,116,248
国民健康保険広域化等支援基金	現金	720,603,236	△ 720,603,236	0
国民健康保険財政安定化基金	現金	1,024,707,310	3,577,150,371	4,601,857,681
富 県 宮 城 推 進 基 金	現金	15,334,988,155	591,749,136	15,926,737,291
企業立地資金貸付基金	計	737,737,579	46,373	737,783,952
	現金	409,651,879	29,301,173	438,953,052
	貸付金	328,085,700	△ 29,254,800	298,830,900
緊急雇用創出事業臨時特例基金	現金	17,386,647,124	△ 371,732,350	17,014,914,774
農林水産業担い手対策基金	現金	1,387,497,516	△ 101,760,684	1,285,736,832
農地中間管理事業等推進基金	現金	670,944,602	△ 172,420,690	498,523,912
中山間地域等農村活性化基金	計	684,644,853	930,000	685,574,853
	有価証券	539,700,000	0	539,700,000
	現金	144,944,853	930,000	145,874,853
県 有 林 基 金	計	670,989,866	△ 14,463,506	656,526,360
	有価証券	8,086,050	0	8,086,050
	現金	662,903,816	△ 14,463,506	648,440,310
森林整備地域活動支援基金	現金	35,529,055	△ 2,344,061	33,184,994
森林整備加速化・林業再生基金	現金	7,898,519	0	7,898,519
仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金	計	631,705,190	1,156,603	632,861,793
	有価証券	450,000,000	0	450,000,000
	現金	181,705,190	1,156,603	182,861,793
仙台塩釜港石巻港区沿岸漁業経営安定化基金	計	757,238,497	6,906,271	764,144,768
	有価証券	449,800,000	0	449,800,000
	現金	307,438,497	6,906,271	314,344,768

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
高等学校等育英奨学資金貸付基金	計	8,005,607,204	△ 43,368,566	7,962,238,638
	現金	1,158,227,705	141,230,443	1,299,458,148
	貸付金	6,847,379,499	△ 184,599,009	6,662,780,490
スポーツ振興基金	現金	4,086,576,458	△ 450,604,349	3,635,972,109
国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金	現金	0	0	0
美術品取得基金	計	2,128,857,955	117,725	2,128,975,680
	現金	590,270,875	117,725	590,388,600
	美術品	703点	0	703点
		(1,538,587,080)	(0)	(1,538,587,080)
合 計	計	390,977,635,412	△ 21,125,352,508	369,852,282,904
	有価証券	17,447,586,050	3,500,000,000	20,947,586,050
	現金	361,614,860,060	△ 23,536,853,539	338,078,006,521
	貸付金	9,790,669,827	△ 522,853,037	9,267,816,790
	繰入運用	585,932,395	△ 565,645,932	20,286,463
	土地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
	美術品	703点	0点	703点
		(1,538,587,080)	(0)	(1,538,587,080)

(注)各基金における () 書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た財政調整基金3,670,000,000円、地域整備推進基金7,083,039,138円、県庁舎等整備基金135,704,244円、文化振興基金72,559,340円、地域環境保全基金5,383,246円、社会福祉基金239,633,119円、農林水産業担い手対策基金10,890,319円、スポーツ振興基金112,740,758円、森林整備地域活動支援基金1,671,240円、産業廃棄物税基金33,612,328円、富県宮城推進基金25,254,693円、子育て支援対策臨時特例基金87,857,995円、緊急雇用創出事業臨時特例基金326,916,506円、自殺対策緊急強化基金22,822,629円、地域環境保全特別基金47,773円、被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金4,649,000円、地域医療再生臨時特例基金57,736,097円、環境創造基金341,176,281円、東日本大震災復興基金636,171,496円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金732,075,632円、農地中間管理事業等推進基金26,379,842円、地域医療介護総合確保基金107,587,340円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金29,689,776,000円、スポーツ振興基金208円、高等学校等育英奨学資金貸付基金3,265,000円、地域医療再生臨時特例基金75,200,625円、東日本大震災復興交付金44,894円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	358,645,884,796	12,591,300,000	21,082,777,991	350,154,406,805
	一 般 単 独 事 業 債	350,810,836,606	14,380,400,000	21,457,084,500	343,734,152,106
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,787,211,834	250,700,000	378,067,824	4,659,844,010
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	589,140,818	0	88,647,066	500,493,752
	災 害 復 旧 事 業 債	7,226,639,173	2,127,500,000	739,284,968	8,614,854,205
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(881,012,196)	(210,500,000)	(97,812,963)	(993,699,233)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(6,345,626,977)	(1,917,000,000)	(641,472,005)	(7,621,154,972)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	5,222,826,326	1,762,800,000	4,212,000	6,981,414,326
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	11,414,540,086	0	972,071,415	10,442,468,671
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	404,381,198	0	102,112,871	302,268,327
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	16,411,735,538	3,642,400,000	509,701,358	19,544,434,180
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	703,742,249	0	70,409,741	633,332,508
	減 収 補 填 債	49,469,693,664	0	291,273,168	49,178,420,496
	上 水 道 事 業 出 資 債	9,805,034,729	99,000,000	1,255,130,891	8,648,903,838
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	1,049,678,131	0	186,932,193	862,745,938
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000	0	0	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,355,441,806	0	99,197,292	1,256,244,514
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	20,081,462,595	914,500,000	2,199,192,883	18,796,769,712
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	2,440,876,088	0	117,476,088	2,323,400,000
臨 時 財 政 特 例 債	411,563,524	0	116,043,026	295,520,498	
減 税 補 填 債	34,189,195,654	0	732,645,654	33,456,550,000	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 填 債	1,853,569,224	0	596,569,224	1,257,000,000
	臨 時 財 政 対 策 債	593,927,608,332	44,895,883,000	27,398,594,629	611,424,896,703
	調 整 債	24,981,816	0	8,327,272	16,654,544
	財 政 健 全 化 債	8,743,300,000	0	283,290,000	8,460,010,000
	地 域 再 生 事 業 債	8,985,925,000	0	1,088,450,000	7,897,475,000
	行 政 改 革 推 進 債	15,218,510,000	0	838,405,000	14,380,105,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,517,000,000	0	0	4,517,000,000
	退 職 手 当 債	31,408,000,000	0	926,000,000	30,482,000,000
	財 源 対 策 債	5,681,602,191	0	1,530,922,971	4,150,679,220
	借 換 債	0	94,600,000,000	94,600,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	17,716,830,167	161,453,333	893,447,951	16,984,835,549
	小 計	1,563,243,211,545	175,425,936,333	178,566,267,976	1,560,102,879,902
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	265,282,555	0	0	265,282,555
	中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	91,595,713,528	118,500,000	579,292,859	91,134,920,669
	県 有 林 整 備 債	2,403,281,021	0	128,312,946	2,274,968,075
	土 地 区 画 整 理 事 業 債	41,137,597	0	9,580,989	31,556,608
	流 域 下 水 道 事 業 債	19,491,143,172	851,300,000	1,928,822,660	18,413,620,512
	港 湾 整 備 事 業 債	27,541,111,666	3,668,400,000	4,562,194,649	26,647,317,017
	小 計	141,337,669,539	4,638,200,000	7,208,204,103	138,767,665,436
合 計	1,704,580,881,084	180,064,136,333	185,774,472,079	1,698,870,545,338	

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成30年7月11日審査に付された平成29年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成30年3月31日現在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 7,890,461,823	円 333,251,940	円 23,036,712	円 8,200,677,051
貸 付 金	2,615,204,628	0	308,999,228	2,306,205,400
土 地	0.00m ²	1,240.32m ²	1,240.32m ²	0.00m ²
	0	23,036,712	23,036,712	0
計	10,505,666,451	356,288,652	355,072,652	10,506,882,451

(土地増減の内訳)

事 業 名	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高	価 格	摘 要
		増	減			
都市計画道路稲葉小泉線道路 改築事業	m ² 0.00	m ² 1,240.32	m ² 1,240.32	m ² 0.00	円 0	
合 計	0.00	1,240.32	1,240.32	0.00	0	

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成30年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 409,651,879	円 29,301,173	円 0	円 438,953,052
貸 付 金	328,085,700	0	29,254,800	298,830,900
計	737,737,579	29,301,173	29,254,800	737,783,952

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成24年度	6 件	円 133,237,750	6 件	円 407,750,000	0 件	円 39,548,000	12 件	円 501,439,750
平成25年度	12	501,439,750	2	60,250,000	1	45,348,250	13	516,341,500
平成26年度	13	516,341,500	1	50,000,000	3	104,839,750	11	461,501,750
平成27年度	11	461,501,750	3	67,200,000	0	40,300,750	14	488,401,000
平成28年度	14	488,401,000	1	13,000,000	1	173,315,300	14	328,085,700
平成29年度	14	328,085,700	0	0	0	29,254,800	14	298,830,900

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成30年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 590,270,875	円 117,725	円 0	円 590,388,600
美 術 品	1,538,587,080	0	0	1,538,587,080
計	2,128,857,955	117,725	0	2,128,975,680

(美術品増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売払 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 43	円 460,853,000	点	円	点	円	点 43	円 460,853,000
版 画	251	135,925,750					251	135,925,750
彫 刻	20	298,337,330					20	298,337,330
写 真	242	22,464,000					242	22,464,000
素 描	89	323,961,000					89	323,961,000
日 本 画	42	285,460,000					42	285,460,000
工 芸	16	11,586,000					16	11,586,000
計	703	1,538,587,080	0	0	0	0	703	1,538,587,080

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (平成30年3月31日現在)
		増	減	
現金(銀行預金)	円 1,158,227,705	円 1,619,722,943	円 1,478,492,500	円 1,299,458,148
貸付金	6,847,379,499	1,476,198,000	1,660,797,009	6,662,780,490
計	8,005,607,204	3,095,920,943	3,139,289,509	7,962,238,638

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還(減)		決算年度末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成24年度	人 12,506	円 5,334,266,976	人 2,425	円 1,932,170,093	人 742	円 426,463,578	人 14,189	円 6,839,973,491
平成25年度	14,189	6,839,973,491	2,124	1,668,371,000	997	694,964,229	15,316	7,813,380,262
平成26年度	15,316	7,813,380,262	2,122	1,490,714,000	1,162	941,610,205	16,276	8,362,484,057
平成27年度	16,276	8,362,484,057	1,859	1,366,460,000	1,042	940,493,789	17,093	8,788,450,268
平成28年度	17,093	8,788,450,268	2,960	1,583,759,200	5,994	3,524,829,969	14,059	6,847,379,499
平成29年度	14,059	6,847,379,499	2,096	1,476,198,000	2,302	1,660,797,009	13,853	6,662,780,490

(注) 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減				決算年度末現在高	
	件数	金額	増		減		件数	金額
			件数	金額	件数	金額		
奨学資金	人 1,855	円 205,286,448	人 342	円 84,748,355	人 327	円 12,721,201	人 1,870	円 277,313,602

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、美術品取得基金において、点数で約 700 点、金額で約 15 億 3 千 9 百万円的美術品を有しているが、その保管や取扱いに関する規程は整備されていないことから、引き続き、必要な規程の整備なども含め、県民の貴重な財産である美術品の確実な維持管理を図らねたい。

また、高等学校等育英奨学資金貸付基金において、奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約 2 億 7 千 7 百万円となり、前年度に比べ約 7 千 2 百万円増加しており、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、貸付に支障が生じることが危惧される。

については、より一層の収納促進を図るとともに、私立学校の協力も得て、貸付時の本人及び保証人への条件説明等を徹底し、保証人等に対する速やかな督促の実施など、収入未済の発生抑制に積極的に取り組まねたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮 監 委 第 4 8 号

平成30年9月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	す	ど	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

平成29年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，平成 29 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

平成 29 年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は 14.5 % と前年度と比較して微減したが、将来負担比率は 171.7 % と前年度と比較して微増した。

今回の比率によると、昨年度同様、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率も経営健全化基準を下回ったが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は、県税収入の伸びが鈍化する一方で、復興の進展に伴い生じる様々な課題への対応に加え、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加する傾向にあることから、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等についての的確に分析し、全庁一体となって赤字団体又は財政再生団体への転落は回避するとの強い決意の下、健全な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

平成 29 年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成 29 年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25 %）

平成 29 年度の実質公債費比率は 14.5 % となっており，前年度と比較し微減した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400 %）

平成 29 年度の将来負担比率は 171.7 % となっており，前年度と比較し微増した。

(5) 資金不足比率

平成 29 年度の資金不足比率は，各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから，算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 28 年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	14.5	14.9	25.0	35.0
④将来負担比率	171.7	169.9	400.0	
資金不足比率	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業特別会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注 1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注 2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注 3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 実質赤字額 : 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額 : 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額 : 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額 : 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額 (又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・非適用企業) 以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヶ年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 準元利償還金 : イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

（本県における「ヘ」該当法人）

宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（地独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会

※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人を表します。

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（将来負担額から控除されるもの）

③ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

（1）一般会計等

① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計

⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

（地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計

（地方公営企業法非適用企業）④ 流域下水道事業特別会計 ⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 本県の財政状況及び財政運営の考え方について

意 見 の 内 容
<p>平成 28 年度の国内経済は、緩やかな回復基調が続き、輸出や個人消費に持ち直しの動きが見られたほか、雇用環境の改善や所得の増加により名目 GDP 及び実質 GDP ともにプラス成長となった。</p> <p>本県経済は、震災復興需要に支えられ、平成 26 年から緩やかな回復基調となり、平成 28 年の鉱工業生産指数は、前年比 15.6 %の増加となる 104.6 と持ち直しているほか、新設住宅着工戸数、公共工事請負金額とも前年に比べ減少傾向にあるものの、高水準で推移した。また、平成 28 年の有効求人倍率は、1.46 倍で前年から 0.13 ポイント上昇し、5 年連続で 1 倍を超える一方、個人消費（百貨店・スーパー販売額）は、前年比減少に転ずるなど足踏み状態となった。</p> <p>このような中で、本県の財政状況は、給与所得の伸びや企業業績の回復を受け、県税収入が引き続き順調な伸びを示し東日本大震災以前を上回る水準になったほか、県債残高も引き続き減少している。一方で、経常収支比率は依然として 90 %を超える高い水準で推移しており、財政の硬直化が常態化しつつある。</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興が県政の最重要課題である本県では、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26～29 年度）【平成 29 年度版】」に基づく、『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』による先進的な地域づくりに取り組むほか、少子高齢化や人口減少社会への対応なども喫緊の課題である。</p> <p>これらの行政課題に的確に対応するため、引き続き、徹底した歳入確保と事務・事業の効率的な実施に努め、財政の健全化と持続可能な財政運営を実現し、赤字団体又は財政再生団体への転落回避の取組を継続されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「みやぎ財政運営戦略」に定める取組を継続的に実施することにより、持続的な予算編成及び効率的かつ優先的な財源配分の実現に努めた。（継続） ○東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求める要望活動を実施した。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <p>みやぎ財政運営戦略に定める取組を着実に実施することで、通常分については必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、震災分については、震災復興計画に掲げる施策に対して予算を着実に配分することができた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>復旧・復興の進展に伴い生じる新たな行政課題や、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などの増加が避けられない経費への対応など、計画的に取り組むことが必要である。</p> <p>《平成 30 年度以降の取組》</p> <p>平成 30 年 2 月に策定した「新・みやぎ財政運営戦略」に掲げる歳入歳出両面にわたる取組を着実に実施し、健全で持続可能な財政運営を図る。</p>

事項名：(2) 平成28年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

意 見 の 内 容
<p>平成28年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,398億1,043万5,899円で、前年度と比較し927億8,228万6,420円(5.1%)の減少となり、歳出決算額は1兆6,165億2,775万7,096円で、前年度と比較し795億8,553万2,561円(4.7%)の減少となった。したがって、歳入歳出差引額(形式収支額)は1,232億8,267万8,803円の黒字となったが、前年度と比較すると131億9,675万3,859円(9.7%)の減少となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,058億1,076万1,299円を控除した実質収支額は174億7,191万7,504円で、このうち一般会計の実質収支額は152億65万7,932円の黒字となり、前年度と比較すると26億8,645万3,055円(15.0%)の減少となった。</p> <p>県債残高は1兆7,045億8,088万1,084円で、前年度と比較すると170億3,988万1,962円(1.0%)の減少で、3年連続の減少となった。</p> <p>財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は1,113億621万1,148円となり、前年度と比較すると51億8,771万3,699円(4.9%)増加した。</p> <p>以上のように、実質収支額(一般会計)は黒字を計上しているものの、2年連続で前年度より減少していること、実質収支額の中には、翌年度以降に返還することが予定されている震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれていること、また、財政調整基金については、減少傾向にあることに留意する必要がある。したがって、引き続きこのような財政の現状と今後の見通しについて県民に十分に説明するように努められたい。</p> <p>なお、県が保有する基金の状況は、平成28年度末において43基金、現在高総額3,909億7,763万5,412円であり、前年度と比べ2基金が解散、現在高で538億4,173万9,957円の減少となっている。これら基金は、将来実施する事業等の財源としてあらかじめ積み立てたものであるため、引き続き、適切な管理・執行に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算の状況や中期的な財政見通し等について、表やグラフを用いながら、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供に努めた。(継続) ○予算・決算の公表の際は通常分と震災分を区分して表示するなど、県財政における復旧・復興事業の状況等の分かりやすい説明に努めた。(継続) <p>《成果(取組結果)》</p> <p>県政だよりや県ホームページ等を活用し、図解を交えた情報提供を行うことにより、現在の財政運営の状況や今後の見通し等について、県民理解が促進されるよう工夫した。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>実質収支や基金の状況は今後も大きな変動が予想されるため、県民の理解を得ながら復旧・復興を進める観点からも、わかりやすい説明に向けた工夫が必要である。</p> <p>《平成30年度以降の取組》</p> <p>震災予算の明示をはじめとして、県財政の現状や今後の見通し等について、よりわかりやすい情報提供に努める。</p>

事項名：(3) 財政運営の留意点について

意見の内容

県の財政状況を表す主な財政指標のうち実質公債費比率は、3 か年平均の県債の元利償還金等が増加したことなどから 14.9 %となり、前年度と比較し微増した。一方、将来負担比率は、県債残高が減少したことなどから 169.9 %となり、前年度と比較し微減した。これらの数値は、いずれも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定めている健全な範囲にあるが、実質公債費比率は上昇傾向にあることや、財政の硬直化の課題があることを踏まえ、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

東日本大震災に係る各種インフラ等のハード面の整備は、概ね順調に進んでいる。震災直後、約 2 倍に増加した県予算は、復旧・復興事業の進捗に伴い、徐々に減少している状況である。復旧・復興事業については、平成 28 年度から一部の事業において自治体負担が導入されたものの、引き続き、国からの特別な財政上の支援の下で実施されてきた。今後は、復旧・復興事業を確実に執行しつつ復興期間経過後の財政状況も念頭に置きながら、より効果的・効率的な財政運営に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求める要望活動を実施した。(継続)

《成果（取組結果）》

平成 28 年度から、復旧・復興事業の一部に自治体負担が導入されたものの、その程度は通常の災害時における負担と比べて十分に軽減されたものとなり、県財政への影響は限定的なものとなった。

《今後の課題》

「宮城県震災復興計画」の期間は平成 32 年度までだが、被災者の心のケアをはじめとする息の長い支援が必要な分野もあることから、中長期的な視点に立った対応の検討が必要である。

《平成 30 年度以降の取組》

国に対して、復旧・復興に係る特例的な財政支援や各種制度が今後も継続されるよう、引き続き要望活動を行うとともに、復興後も見据え、平成 30 年 2 月に策定した「新・みやぎ財政運営戦略」に掲げる取組を着実に推進する。

事項名：(4) 統一的な基準による地方公会計制度への対応について

意 見 の 内 容
<p>平成 28 年度における統一的な基準による地方公会計に係る本県の取組については、職員に対する複式簿記基礎研修や、財務書類等の作成に向けた試行作業などが計画どおり進められたところであり、平成 29 年度に予定している平成 28 年度決算に基づく財務書類等の公表に向け、着実に準備を進められたい。</p> <p>統一的な基準による地方公会計制度では、これまで公有財産台帳に計上されてこなかった道路や河川などの公共用財産についても固定資産台帳が作成され、資産計上されることや、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書など財務書類等が作成されることから、ストック情報も含めた資産、負債及び純資産の状況把握が容易になる。さらに、部局などの組織、事業や施設といったセグメント単位での財務書類等の作成が進めば、セグメントごとの行政サービスに要するフルコスト（これまで算入されなかった人件費や事務費などを含めたコスト）や投資効果などの分析が可能となるメリットもある。よって、こうしたメリットを念頭に、この制度の運用及び具体的な活用策について引き続き検討を進められたい。</p> <p>財務書類等の正確性が担保される必要があることから、それら書類等の作成に当たっては、担当者はもとより、決裁権者においても地方公会計に関する知識が求められるため、決裁権を有する管理者も含めた研修の充実について検討願いたい。</p> <p>さらに、統一的な基準による地方公会計制度で導入される複式簿記による仕訳は、取得資産の台帳への計上漏れなどを防ぐことなども含め、会計事務の誤りを防止するのに有効な仕組みでもある。本県では、財務会計など各種システム上の制約などもあり、期末一括仕訳を導入することとしているが、期末一括仕訳では、膨大な量の仕訳作業が集中することや、財務書類の作成に期間を要するなどの課題が考えられる。一方、日々仕訳では、案件ごとに仕訳を行うことで、業務を平準化できること、日々の財務情報を把握できることや職員の経営感覚の向上にも寄与することなどのメリットがあり、国でも、導入が望ましいとしている。よって、財務書類等の有効活用の観点も踏まえ、各種システムの改修なども念頭に、日々仕訳の導入について検討を進められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課、管財課、出納局 会計課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統一的な基準による地方公会計制度の円滑な導入のため、庁内説明会や複式簿記研修会等の開催により全庁的な制度の浸透を図る。(継続) ○歳入歳出等の仕訳や固定資産台帳の整備にあたってのマニュアルを随時更新するとともに、国から提供された標準ソフトウェアとの連携を図るためのサブシステムを活用し、公表に向けて全庁的な作成作業を実施する。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <p>地方機関も含めた庁内説明会や民間講師を招いての複式簿記研修会（受講者約 150 人）を開催したほか、イントラネットの庁内リンク集や新たに設けた職員ポータル電子会議室等を用いて情報提供を行うことにより、庁内における理解を醸成することができた。</p> <p>また、平成 29 年度内の財務書類の作成・公表に向け、関係課の緊密な連携の下、執行機関からの各種問い合わせへの対応や訪問指導を手厚く実施するとともに、相談顧問の意見等も踏まえながら課題解決を図るなど集中的な支援を行った。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>管理監督職員を含めた庁内における制度への理解や協力体制の構築に継続して取り組むとともに、作成後の公表準備や活用方法の検討を行う必要がある。</p> <p>《平成 30 年度以降の取組》</p> <p>財務書類は平成 30 年度以降も毎年度作成・公表することから、引き続き全庁的な協力体制を構築しながら円滑な作成の取組を進めるとともに、その活用に向けた検討を行う。併せて、平成 35 年度から稼働を予定している新たな基幹業務システム導入検討の中で、日々仕訳の導入を具体的に検討していく。</p>

事項名：(5) 行財政改革について

意見の内容
<p>平成 28 年 3 月に『「県政の質の向上」の追求』を基本理念とする「宮城県行政改革・行政運営プログラム」の中間見直しを実施し、「復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり」や「持続可能な財政運営の確立」を改革の柱に取り組んでいるところである。今後ともこの計画に基づき、継続的な行政改革に向けた取組に努められたい。</p> <p>公社等の外郭団体の改革については、「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく取組を実施し、公社等への県の関与の適正化、自立的運営を促進してきたところである。昨年度の財政的援助団体に対する監査においては、累積欠損金や長期未収金などを有し経営基盤が脆弱な団体や、適正なガバナンスの確保や経営管理に係る改善が必要な団体がみられた。引き続き県の出資に見合う事業活動の充実や会計処理の適正化に係る指導を行うとともに、保証債務残高や貸付金残高など、県の将来負担の可能性の見える化にも留意しつつ、経営改善や経営基盤強化に向けて、より一層の取組強化に努められたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革・行政運営プログラム」において「復興を支えるための事業の選択と集中・体制づくり」や「持続可能な財政運営の確立」等を改革の柱に掲げ、継続的な行政改革に向けた取組を行った。(継続) ・「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、公社等が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続) ・経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち 1 団体について、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議を行い、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続) ・「行政改革・行政運営プログラム」及び「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」が、平成 29 年度末に計画期間が終了することから、これまでの実績や課題等を踏まえ、次期計画として「第二期行政改革・行政運営プログラム」及び「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」を策定した。(新規) <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に基づいて県が助言・指導等を行った結果、平成 28 年度決算において、累積欠損金を計上した団体数は、8 団体で前年度と変わらなかったが、その総額は前年度より 1,090 百万円減少となった。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「改善支援団体」に対して重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する必要がある。 <p>《平成 30 年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度からは、「第二期行政改革・行政運営プログラム」及び「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、行政改革及び公社等の経営改善に向けた取組を実施する。

事項名：(6) 項間流用について

意見の内容

第3款民生費において、予算管理に適切さを欠き、地方自治法で原則的に禁止されている歳出予算の「各項の間」の流用が行われるに至ったことは、極めて遺憾である。今後このようなことが生じないように、財務システムの改修の検討も含めて再発防止策を講じられたい。

対応の状況

【担当：総務部 財政課、出納局 会計課】

《取組内容》

- ・8月25日付け総務部長通知「歳出予算の流用について」を施行した。また、9月5日の主管課長補佐（総括担当）会議において項間流用が発生した事実を周知するとともに、再発防止について注意喚起した。（拡充）
- ・出納局が10月に発行したニュースレター（No.98）の中で定期監査結果の概要の記事を掲載し、会計事務担当者等の理解促進を図った。（新規）
- ・財務会計システムの機能改修については、予算主務課における流用登録の発議にあたり、流用元の科目と流用先の科目を照合し、項に相違がある場合には、「議会の議決が必要な項間流用の決議が含まれています。このまま更新してよろしいですか？」のメッセージを発議者及び決裁者全員に表示する機能を設け、12月22日から運用を開始して、再発防止のためのチェック機能を強化した。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・本件発覚後、違法な項間流用の発議がなされたケースはない。
- ・合議先となる財政課においては、紙ベースの合議書に款及び項が同一か否かのチェックを朱書きする処理手順が定着しており、違法な項間流用を絶対に発生させないという意識が根付いた。

《今後の課題》

- ・本件により庁内に周知された「項間流用は、地方自治法により原則認められていない」というルールについては、後任者へ確実に引き継ぎ、定着させていくことが課題となる。

《平成30年度以降の取組》

- ・会計事務担当者等の研修の機会を捉えて流用のルールの庁内への周知を継続するとともに、合議先である財政課でのチェックを引き続き徹底する。
（平成30年4月26日開催の本庁庶務担当班長研修会で周知した。）

事項名：(7) 収入未済について（県税）

意見の内容

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 63 億 5,007 万 4,772 円で、前年度と比較し 5 億 9,785 万 8,293 円（8.6%）減少している。

県税の収入未済額は 41 億 8,139 万 8,228 円で、前年度と比較し 5 億 9,811 万 6,973 円（12.5%）減少しており、収入率については 98.5%で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 7 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して約 1 億 2 千万円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 65 %を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を進められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）については、21 億 6,867 万 6,544 円で、前年度から 25 万 8,680 円（0.0%）増加している。今後も、収入未済額の縮減に向け債権回収の強化や滞納の未然防止に努められたい。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、昨年度に引き続き収入未済額が減少しており、その取組については評価するところである。しかし、未だに同償還金において約 9 千 3 百万円の未済額を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意する必要がある。

このため、県税や県営住宅使用料など成果を上げている取組について、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、県税を含む債権の一元管理の手法についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には（平成 28 年度：県税約 4 億 6 千万円）、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

対応の状況

【担当：総務部 税務課】

《取組内容》

平成 28 年 3 月に策定した「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」及び毎年度作成する「県税事務運営」に基づき、収入未済額のさらなる縮減と震災復興財源確保に取り組んでいる。（継続）

上記計画では、県税収入未済額の 8 割を超える個人県民税を徴収対策の重点税目として、“個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である”との認識の下、県は市町村のパートナーとして、市町村の実情に応じ、連携・協働するなど、積極的な支援を行っている。（継続）

また、平成 29 年度は、県と市町村が一斉に差押財産を Y a h o o !官公庁オークションに出品する「宮城県市町村合同インターネット公売」を設定して、新たな滞納の抑止と納税意識の醸成を図った。（新規）

個人県民税以外の税目については、自動車税納期内納税キャンペーンの実施や現年分の滞納整理の早期実行により、滞納繰越の防止を図っている。（継続）

一方、経済的困窮者に対する滞納整理については、財産調査等により納付能力を的確に把握し、納税緩和制度を適切に運用するとともに、関係する相談機関の情報を提供するなど、生活困窮からの自立を配慮して行っている。（継続）

さらに、不納欠損処理については、搜索も含めて、徹底した財産調査により滞納処分可能財産の発見に努めるが、財産が発見できない場合や、財産があっても換価・配当が見込めない場合は、滞納処分の執行停止を行い、適切な租税債権の管理をした上で行っている。（継続）

《成果（取組結果）》

個人県民税の平成30年3月末現在の収入率は、現年分85.77%（対前年比0.18ポイント増）、滞納繰越分34.86%（対前年比2.11ポイント増）、合計83.66%（対前年比0.60ポイント増）と全て上昇しており、調定額が前年対比102.3%と増加するなか、収入未済額は前年度同期比で約1億5千7百万円の減となっている。

個人県民税以外の税目の平成30年3月末現在の収入率は、現年分97.65%（対前年比0.07ポイント減）、滞納繰越分49.94%（対前年比1.26ポイント減）、合計97.51%（対前年比0.05ポイント減）と全て低下しており、徴収困難案件の増加等により収入未済額が前年度同期比で約7千6百万円の増となっている。

宮城県市町村合同インターネット公売を11月実施のYahoo!官公庁オークション時に設定し、11市町村と7県税事務所が出品した111品中87品が落札され、買受代金4,025,330円を滞納税等に充当した。また、1県税事務所管内市町と合同公売会を開催し、出品した59品中53品が落札され、買受代金282,430円を滞納税等に充当した。

平成29年度自動車税定期賦課の納期内納付率は、76.30%（対前年比0.73ポイント増）と上昇している。

個人県民税以外の税目に関して、平成30年3月末現在で差押4,577件、捜索35件、タイヤロック10件の滞納処分を行っている。

一方、納税緩和制度として、徴収猶予1件、換価の猶予23件、滞納処分の執行停止486件を行っている。

《今後の課題》

徴収対策の重点税目である個人県民税については、依然、県税収入未済額の8割を超える見込みであることから、滞納整理業務の改善をさらに推進し、市町村が効果的・効率的な滞納整理を行う組織体制を整え、単独で高い収入率を達成できるよう、市町村の状況に即して、積極的な支援を継続することが必要である。

なお、県税全体の収入率は向上しているが、調定額の増加に伴い収入未済額の増加が懸念され、加えて、復興事業時の一時所得に対する課税などの徴収困難案件も増加していることから、より適切で効果的な取組が必要である。

《平成30年度以降の取組》

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる収入未済額縮減のための各種取組の継続と充実を図るとともに、平成30年度は、現計画の最終年度に当たることから、平成31年度からの新たな計画の策定を行う。

事項名：(7) 収入未済について（県税以外）

意見の内容

平成 28 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 63 億 5,007 万 4,772 円で、前年度と比較し 5 億 9,785 万 8,293 円（8.6%）減少している。

県税の収入未済額は 41 億 8,139 万 8,228 円で、前年度と比較し 5 億 9,811 万 6,973 円（12.5%）減少しており、収入率については 98.5%で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 7 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して約 1 億 2 千万円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 65 %を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を進められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）については、21 億 6,867 万 6,544 円で、前年度から 25 万 8,680 円（0.0%）増加している。今後も、収入未済額の縮減に向け債権回収の強化や滞納の未然防止に努められたい。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、昨年度に引き続き収入未済額が減少しており、その取組については評価するところである。しかし、未だに同償還金において約 9 千 3 百万円の未済額を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意する必要がある。

このため、県税や県営住宅使用料など成果を上げている取組について、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、県税を含む債権の一元管理の手法についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には（平成 28 年度：県税約 4 億 6 千万円）、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

対応の状況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

県税以外の収入未済額については、収入未済額縮減推進会議を年に 2 回開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、平成 27 年度決算時点の収入未済額から今後 3 年間で 3 億円を縮減するよう進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全庁を挙げて取り組んでいる。また、回収困難な債権について、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託を行うなど業務支援の充実を図っている。

なお、債権管理担当課（室）においては、債務者の生活状況や経営状況を把握するとともに、文書や訪問等による催告を行うほか、回収不能と判断した債権については適宜、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理に努めている。

主な債権の取組概要は、以下のとおり。

- ・ [特別納付金]
 - ①市町村及び金融機関への債務者の財産調査（継続）
 - ②自宅訪問等による直接納付交渉（継続）
- ・ [生活保護扶助費返還金]
 - ①福祉事務所を対象とした債権管理研修会の開催（継続）
 - ②生活保護法第 78 条に係る徴収金の生活保護費からの徴収（継続）
 - ③被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配付し、収入申告義務の周知徹底を図るなど新たな収入未済発生の防止（継続）
 - ④生活保護受給者の社会的・経済的自立のための援助方針の策定及び支援（継続）
 - ⑤就労支援員による就労可能と判断した生活保護受給者への就労支援（継続）
- ・ [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]
 - ①一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付の促進（継続）
 - ②収入未済の未然防止策や発生時の対応、処分に至るまでの統一的な事務処理要領とマニュアルによる債権管理（継続）
 - ③債権管理システム稼働に向けた調整（継続）
 - ④ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援（継続）
 - ⑤職場訪問等の催告及び夜間、休日訪問による催告（拡充）
 - ⑥サービサーの活用（新規）

- ・ [中小企業高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金]
 - ①滞納企業や連帯保証人に対し、訪問調査、納付指導及び公募調査の実施（継続）
 - ②小規模企業者等設備導入資金貸付金について、中小企業基盤整備機構で契約した債権回収会社（サービサー）を活用して担保不動産の現況調査の実施（新規）
- ・ [県営住宅使用料]
 - ①退去滞納者・連帯保証人に対する催告・臨戸訪問・面談等の実施（継続）
 - ②サービサーの活用（継続）
 - ③悪質滞納者への適切な法的措置（弁護士委託を含む）の実施（継続）
- ・ [交通信号機等損壊による損害賠償金]
 - ①定期的な電話連絡による生活状況等の確認及び催告の実施（継続）
 - ②分割納付及び一部現金納付の実施（継続）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

- ・ [特別納付金]
自宅訪問等による直接納付交渉により、平成 29 年度の収入未済額縮減目標額 866 千円に対して 3 月末時点で 876 千円縮減した。
- ・ [生活保護扶助費返還金]
夜間・休日を含めた個別訪問、催告等のほか、履行延期特約承認の申請による分割納入の指導により、平成 29 年度の収入未済額縮減目標額 15,447 千円に対して 3 月末時点で 8,845 千円縮減した。
- ・ [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]
申請時や償還開始時以外にもこまめに連絡を取り、債務者の生活状況の把握や償還指導を行い、一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付を促進したことにより、平成 29 年度の収入未済額縮減目標額 17,055 千円に対して 3 月末時点で 15,529 千円縮減した。
- ・ [中小企業高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金]
滞納企業の経営改善について指導・助言を行ったほか、訪問調査、納付指導等を実施し、分割徴収したことにより、平成 29 年度の収入未済額縮減目標額 3,000 千円に対して 3 月末時点で 2,700 千円縮減した。
- ・ [県営住宅使用料]
臨戸訪問等により納付を促したほか、悪質滞納者への法的措置（明渡訴訟：7 件）の実施やサービサーへの業務委託により、平成 29 年度の収入未済額縮減目標額 15,442 千円に対して 3 月末時点で 21,984 千円縮減した。
- ・ [交通信号機等損壊による損害賠償金]
一部現金納付や電話による納付指導により、平成 29 年度の収入未済額縮減目標額 2,543 千円に対して 3 月末時点で 2,463 千円縮減した。

《今後の課題》

これまで各債権管理担当課（室）において未然防止策の強化や債権管理・回収の強化等を図り収入未済額の縮減に努めてきたが、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等が存在する。そのような中、収入未済額縮減推進会議において各債権の取組状況（事例）の共有やサービサーへの一括契約による委託を行うなど債権管理・回収の実務支援に努めているが、各債権の性質が異なり、限られた人員の中で対応しなければならないことから、統一的な取組は困難となっている。

各債権管理担当課（室）における取組を引き続き強化していくほか、収入未済額縮減推進会議において、支払督促等の法的措置についても検討するなどにより一層の取組の強化が必要となってきた。

また、生活保護扶助費返還金については、被保護世帯への適正な収入申告の指導を徹底し、時機を失することなく収入等を把握して返還金等が発生しないようにするとともに、定期的な家庭訪問や電話等による催告を継続し、納入を促していく必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、収入未済の新規発生を抑制する取組を継続するとともに、各債権区分に応じた取組を推進する必要がある。また、所在不明者や悪質な滞納者には、サービサーの活用や支払督促等、視点を替えた取組が必要となる。

なお、特別納付金は、竹の内産廃処分場の行政代執行に係る費用であるが、行政代執行は現在も継続して実施しており、今後も事業執行分の多額の請求額が発生することから、収入未済額の増加は避けられない状況となっている。

《平成 30 年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、引き続きサービサーへの一括契約による委託等の業務支援を行うこととしている。

債権管理担当課（室）においては、債権管理マニュアル又は行動計画を策定の上、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から催告等を行い、早期の債権回収に努める。また、回収困難な案件では外部委託も含め法的措置を積極的に行い債権回収の強化を図るとともに、回収不能な債権については、県民への説明責任を果たしつつ、債権放棄等により不納欠損処分を行っていく。

なお、生活保護扶助費返還金については、これまで実施している収入未済の解消に向けた取組、収入未済発生の抑制に向けた取組を継続するとともに、生活保護受給者個々の課題に応じた援助方針に沿った支援や就労支援など自立に向けた支援の取組も併せて実施することにより、収入未済の縮減に努めていく。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、対策会議や対策検討会を開催するほか、研修会の実施により職員のスキルアップを図るなど収入未済額の縮減に向けた取組を継続するとともに、ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援も併せて実施することにより、収入未済の縮減に努めていく。また、債権管理システムと口座振替を導入するほか、サービサーへの委託対象を拡大し債権回収を行っていく。

事項名：（８）内部統制の取組について

意 見 の 内 容

事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、職員を業務上の様々なリスクから守るとともに、コンプライアンスや事務執行の有効性・効率性を確保していくことが不可欠であることから、近年の歳入歳出決算審査意見書では、内部統制を整備するよう強く要請してきた。その結果、平成 27 年 7 月から「宮城県内部統制基本方針」に基づき作成された「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」により、取組が行われている。その実施状況を見ると、リスク回避実践チェックシートの確認以外に、支出予定一覧の共有や職員会議における情報共有、決裁時のチェックシートの活用など独自の取組を行っている所属があるなど一定程度、取組の定着がみられる。一方で、定期監査における指摘等事項の状況を見ると、収入・支出などに関する、いわゆるケアレスミスの件数が増加傾向にあることから、内部統制の運用を徹底するとともに、適切に機能するよう図られたい。

現在、この取組は、支出関連業務が中心となっているが、本来、組織内の全ての者により業務の過程で遂行される一連の動的なプロセスであり、会計事務に止まるものではなく、県政全般の業務に関するリスク対策であることを認識し、内部統制の仕組みを運用していく必要がある。

さらに、内部統制については、管理職も含めた全職員の意識改革が重要であることから、定期的に管理職・職員に対し周知徹底を行うとともに、必要なモニタリング、制度の見直し等を適宜行い、PDCA サイクルとして機能させ続けることで、引き続き、県庁全体に内部統制が浸透していくことを要望する。

今般、地方自治法の改正により、平成 32 年度から、知事が内部統制に関する方針を定め、毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することが義務付けられたところである。こうした法定事務に位置付けられたことを踏まえ、取組を一層強化されたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- ・「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」による各種取組を行い、平成 29 年 7 月に年間評価を実施し、内部統制システム実施結果報告書により運用結果をとりまとめ、11 月の内部統制推進会議に報告した（継続）。
- ・人事異動を踏まえた出納員や庶務担当者を対象とした出納局主催の会計事務研修会（2 回）のほか、東部地方振興事務所の職場研修において、内部統制の取組について説明を行い、内部統制に対する理解の向上を図った。（拡充）
- ・庁内イントラのポータルサイト「内部統制 Navi」に、内部統制実施結果報告書等を掲載したほか、運用方法や留意事項等も周知した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・平成 28 年度のリスク回避実践チェックシートの実施状況は、取組の 8 割以上を達成できた所属の割合が、全ての取組について前年度より増加した。また、会計指導検査室による会計事務指導での指摘件数が、前年度比で約 40 %（258 件）減少しており、内部統制の取組が浸透してきた効果の 1 つと考えられる。

《今後の課題》

- ・内部統制の取組に一定の成果が見られる一方で、定期監査における指摘等の状況では、収入・支出に関するケアレスミスの件数が増加傾向にあることから、引き続き内部統制に関する全職員の意識の醸成を図っていく必要がある。

《平成 30 年度以降の取組》

- ・「内部統制行動計画～会計事務編～」に基づく全職員による各種取組の徹底を図る。
- ・地方自治法改正に対応するため、今後総務省から公表されるガイドラインの内容を踏まえ、関係部局と連携しながら制度見直しに向けた検討を進める。

事項名：(9) 人材の育成、キャリア形成について

意見の内容

県では、平成28年度から地方公務員法の改正に伴う能力・実力主義に基づく新たな人事評価制度を導入するとともに、人口減少社会の到来等の社会環境の変化への対応と東日本大震災での経験を反映した人材育成を目指して、平成28年9月には「みやぎ人財育成基本方針」を改正した。

新たな人事評価制度では、人材育成のために行われてきた目標管理による業績評価と職階ごとに職務上発揮された能力を評価する能力評価を再整理し、評価結果は人事や給与面に反映されることとなった。目標設定や自己申告、上司からの評価結果開示と育成面談、評価の処遇への反映のプロセスをPDCAサイクルとすることで、主体的な能力開発とキャリア形成を支援し、管理監督者のマネジメント能力も向上させ、「基本方針」で目標とする「創造性豊かで自律的に行動できる宮城県職員」の育成を目指している。

本県においては、経験豊富な職員の大量退職の一方で、復旧・復興事業への対応で新規職員が増加しているため、必要な知識・技能が組織として蓄積され、職員に継続して伝承される仕組みづくりが必要である。こうした中、体系的に部局研修及び職場内研修を実施するとともに、OJTは、相談、助言、意見交換がしやすい風通しの良い職場づくりを基礎として、メンター制の活用や、上司先輩職員はもとより、豊富な経験を持つ再任用職員や、多様な知見を持つ任期付、派遣及び非常勤職員とのコミュニケーションによっても行われることが望ましい。また、公務研修所研修等の職場外研修は、職階研修のほか、人事評価結果を踏まえた職員自らの弱点克服や得意分野の向上のための新しい知識・技能の習得機会としても捉え、充実している選択制研修の積極的な活用が推奨される。

これらの取組の浸透と定着を通じて、将来の県政の担い手となる職員の育成にさらに強力に取り組まれない。

対応の状況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

みやぎ人財育成基本方針に基づき、研修所研修の階層別研修におけるOJT関連講義の実施や管理監督者へのOJTマニュアルの周知等を行っているほか、職場研修支援事業等を通じて、OJTの取組を推進している。

また、平成29年度からは新たにメンター制を試行し、メンターが新規採用職員に対して職務及び職場生活全般の相談相手となり、業務指導を通じて成長を促すとともに、メンター自身のマネジメント能力向上と、新規採用職員を職場全体で育てるという学習風土の形成を図っている。

職場外研修についても新たに主査級研修を設け、早期のマネジメント能力の育成等を図っているほか、定期的に研修所研修を受講できるよう、必修選択制研修を導入し、職員一人一人の自律的な資質・能力の育成を支援している。

《成果（取組結果）》 ※[]内は受講者数

【OJT関連の取組】

1 研修所研修のうちOJT関連

- (1) 階層別研修「主査級研修」（後輩に対するリーダーシップ、職場内コミュニケーション など）（新規）[69人]
- (2) 階層別研修「主任主査級研修」（職場内コミュニケーション、リーダーシップ など）（継続）[110人]
- (3) 階層別研修「班長研修」（ビジネスコーチング、班長職としてのチームマネジメント など）（継続）[120人]
- (4) 階層別研修「課長補佐（総括）級研修」（管理職の心構え、職場環境づくり など）（継続）[84人]
- (5) 階層別研修「課長級研修」（副知事講話、人材育成 など）（継続）[65人]
- (6) 選択制研修「コーチング講座」（コーチング基本スキル、コーチングの実践 など）（新規）[70人]

〈参考〉「任期付職員研修」では、採用時の「メンタルヘルスについて」の講義でアサーションについて、フォローアップの「メンタルヘルス講座」で仕事がスムーズに進むコミュニケーションについて、それぞれ触れている。

[33人（採用時22人、フォローアップ11人）]

2 東北自治研修所研修のうちOJT関連

- (1) OJT指導者養成研修（継続）[4人]
- (2) 接遇研修指導者養成研修（継続）[2人]

- (3) JKET（公務員倫理）指導者養成研修（継続）[1人]
- (4) ハラスメント防止指導者養成研修（継続）[2人]
- 3 その他OJT支援
- (1) 職場研修支援事業（継続）外部講師謝金等の支援 [10所属 延べ409人受講]
- (2) OJTマニュアルの配布（継続）イントラに掲載

【職員自ら学ぶ機会の提供】

- (1) H29 選択制研修（継続）19講座（22回実施）[602人]
- (2) 自主研修支援（継続）
 - 通信講座受講支援 [5人]
 - eラーニング研修（自治大学校）[58人]
 - eラーニング研修（民間）[97人]

【メンター支援】

- (1) メンター制度説明会（新規）（メンター制度について、メンター活動のポイント など）[152人]
- (2) メンターメルマガ（新規）メンター活動に必要な知識や心構え等の情報を月1回メルマガで配信 [9回発行]

《今後の課題》

いわゆる団塊世代の大量退職及び東日本大震災復旧・復興業務への対応のため、新規採用職員数が増加している一方、定員適正化の取組として、採用者数を抑制してきたことが影響し、年齢層の偏りが生じているほか、職員採用の困難化や応援職員の減少による人手不足感が強まっており、職員の今後の年齢構成等も踏まえると、若い世代からの部下指導等を通じたマネジメント能力の育成が必要となっている。

《平成30年度以降の取組》

平成28年9月に改定したみやぎ人財育成基本方針では、その基本的な考え方である「自ら学び、自ら育む」ことを組織的に支援するOJTを職員研修の中核と位置付けており、OJT指導者の育成や職場内研修などを引き続き推進していく。

具体的には、OJT指導者の育成と学習的職場風土の醸成のため、新たに「研修推進員等研修」を設け、各職場における学習的職場風土の形成やOJTを含む職場内研修の強化を目指すほか、豊富な経験を持つ再任用職員が職場内で一層効果的な役割を發揮できるよう、「再任用職員研修」を開始する。また、今年度から実施した必修選択制研修の対象講座を拡大することで、職員の実験の幅を広げて受講機会を確保する。

さらに、試行中の「宮城県メンター制度」については、今年度の成果を踏まえて本格施行し、震災後採用数が増加した新規採用職員の職場への円滑な適応の促進及びメンター自身の指導力向上を図ることとしている。

事項名：（１０） 県民等への説明と連携強化について

意見の内容

事務事業の執行に当たっては、費用対効果を重視しながら、より県民の視点に立った施策展開を図るとともに、事業の成果についても、行政評価結果を活用した予算への反映状況などと合わせて、よりわかりやすい資料を用いるなど、県民に対し一層の説明責任を果たされたい。

県では、法定外目的税として「産業廃棄物税」を、超過課税として「みやぎ発展税」と「みやぎ環境税」を県民や県内事業者等に負担いただき、それぞれの対象事業に充当している。県民等の理解をさらに深めるため、定性的なものも含め、事業実施の効果あるいは成果について、可能な限り速やかに県民に対して十分に説明されたい。

ボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが進展しつつある。今後の震災復興においても、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築の担い手としての役割が期待される所であり、こうした流れを加速すべく、様々な業務においても多様な主体との更なる連携強化に努められたい。

なお、業務遂行に当たっては、関係部局間、本庁・地方機関間のほか各地方機関間において情報共有を図るなど連携を一層強化されたい。

対応の状況

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に基づく施策や事業の成果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者からなる審議会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている（継続）。

《成果（取組結果）》

県政の成果及び評価結果を取りまとめた「成果と評価」について、分かりやすい資料となるよう記載内容を見直した。評価の結果は、実施計画の改訂など次年度以降の施策展開に活用し、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表している。

《今後の課題》

引き続き、行政評価の結果をもとに政策課題を設定し、事業の組替えや新規事業を検討するなどして次年度の予算にしっかりと反映させていく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

今後とも、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努めるとともに、県の方針や取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすい資料を用いて公表していく。

【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】

《取組内容》

①被災地域の課題や取組事例を共有し、地域活動の更なる展開を図ることを目的とした会議みやぎ地域復興支援会議の開催のほか、復興支援員等に対する各種研修を行った。（継続）

②被災地の復興のために活動しているNPO等民間団体の支援活動継続のため資金の助成を行うとともに、被災地の空き家・既存施設を改修し、被災地域の振興と復興を推進・支援する事業への支援も行った。（継続）

③仮設住宅から災害公営住宅等への移行が進む中、自治組織等が主体的に取組む地域コミュニティ再生活動を支援した。（拡充）

《成果（取組結果）》

①会議や各種研修の開催に加え、復興支援専門員による現地訪問などを通じて、様々な主体と協調・連携し、復興支援活動の活性化を図った。

②72件の幅広い事業に助成し、被災地域のまちづくりやコミュニティの形成、県外避難者への情報提供など被災地の復興や被災者の生活環境の改善を促進したほか、NPO等の育成が図られた。

③8市6町93の自治会等に補助金を交付するとともに、地域の課題解決を図るアドバイザー派遣を8回実施したほか、自治会長等を対象としたリーダー研修・交流会を6回開催し、コミュニティ再生を推進した。

《今後の課題》

- ①国の復興支援員制度が平成32年度で終了予定であることから、復興支援員に対し、活動終了後の地域への定着を見据えた継続的な支援が必要である。
- ②優良な活動や先進的な取組みについては、当該助成金が終了した後も持続可能なものとする必要があるため、活動資金獲得のための自助努力やビジネスマインドの醸成を促し、持続的な活動への移行をさらに促進する必要がある。
- ③補助期間が限られていることから、補助終了後も自立的・継続的な自治会運営ができるようサポートしていく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

- ①復興支援員に対して各種研修を通じてキャリア形成等を図り、地域への定着に向けた支援を行うとともに、みやぎ地域復興支援会議や活動報告会の開催により被災地における関係者間の広域的な連携を促進し、県内の復興支援活動の活性化を図る。
- ②優良団体の取組みや成果を事例集としてまとめ公表することにより、支援団体の活動に対する意識を高め、事例から得た気づきや学びを現場の実践に繋げていくとともに、出口戦略を意識させ、持続的な活動へと移行できるよう支援していく。
- ③補助期間を1年延長し、自治会の自立的運営に向けソフトランディングを図るとともに、アドバイザー派遣を活用して自走支援を行い、住民主体による自立的・継続的なコミュニティづくりを支援していく。

【担当：環境生活部 環境政策課】

《取組内容》

「みやぎ環境税」を財源とする事業については、本県の良好な環境の保全及び創造に資する事業を計画的かつ重点的に推進するため、「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、二酸化炭素の吸収源確保や排出削減に取り組んでおり、進捗や成果については、県政だよりや河北新報への掲載を行うほか、ホームページなどでも公表している。(継続)

《成果（取組結果）》

平成29年度は、みやぎ環境税に関する理解を深めてもらうための広報活動として、環境税事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、環境税を活用して事業に取り組んだ県民や県内事業者の生の声などについて河北新報に1回掲載し、みやぎ環境税の必要性と効果について周知を図った。

《今後の課題》

みやぎ環境税創設時以降、県政だより等により、環境税活用事業の進捗や成果について広報を実施しているが、環境教育など事業の性格上、その効果を定量的な指標で示すことが難しいものもあるため、効果測定工夫が必要である。

《平成30年度以降の取組》

県政だよりや新聞での広報活動では、引き続き、環境税活用事業の進捗や成果について、より分かりやすくお伝えできるよう努めるとともに、事業実施に当たっては、みやぎ環境税の活用事業である旨を明記・周知することを徹底することなどにより、県民への説明責任を果たしていきたい。

【担当：環境生活部 循環型社会推進課】

《取組内容》

産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県HPでの公表等により情報提供を行っている。

- (1) 県民向けの説明としては、県HP上での公表を行っている。(継続)
 - ①産業廃棄物税の概要について(税務課HP)
 - ②産業廃棄物税を活用した事業について(循環型社会推進課HP)
 - ③産業廃棄物税の課税期間の延長について(循環型社会推進課HP)

(2) 事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続)

- ① 県HP上で公表している事業者向けの手引きに掲載した。
- ② 産業廃棄物税の更新時期(平成26年度)に、以下の日程で聞き取り調査や意見徴収を行った。
 - H25年度 事業者を対象とした聞き取り調査(産業廃棄物税活用方法等)
 - H26.7 パブリックコメント実施
 - H26.7 産業廃棄物税関係団体への訪問
 - H26.10 パブリックコメントの結果公表

《成果(取組結果)》

県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるため、その指針として、平成18年3月に第1期の宮城県循環型社会形成推進計画(以下「循環計画」という。)を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた結果、廃棄物等の3R(発生抑制(リデュース(Reduce)),再使用(リユース(Reuse)),再生利用(リサイクル(Recycle))の取組に対する意識が向上し、ごみの分別、一定のリサイクルシステムの構築等によるごみ排出量の減少やリサイクル率の向上などの成果が見られた。

《今後の課題》

東日本大震災により生活基盤及び社会基盤の多くが一変したことにより、これまで進展してきた3Rの取組が大きく後退したことから、循環型社会の実現に向けた取組をさらに進めるため、平成28年3月に第2期の循環計画を策定した。第2期循環計画では新たな課題への対応も含めた取組や施策を示し、行政だけでなく、県民に対する普及啓発事業(3R啓発イベントや3RラジオCMの制作・放送)、事業者に対する支援(3R設備導入に関する補助)、民間団体に対する補助(フードバンク事業の実施団体への補助)、教育機関に対する支援(工業高校での解体端材の有効利用)など、各主体による3Rに関する活動を促進していくための取組に産業廃棄物税を積極的に活用し、今後もこの税の使途に合致する事業に対しては柔軟に税収を充てていくこととしている。

これまでの産業廃棄物税充当事業については、使途事業の分類毎に以下のような効果が得られている。

(1) 事業者支援

環境産業コーディネーターの派遣や3R設備の導入支援補助等により、排出事業者や中間処理業者による産業廃棄物のリサイクル率が向上し、最終処分率が減少した。

(2) 試験研究

県機関・大学等及び事業者が新たな3R技術を開発することで、再生利用される廃棄物が増加した。

(3) 普及啓発・環境教育

県民や事業者の廃棄物の排出抑制に対する意識が向上することで、産業廃棄物全体の排出量が少なくなった。

(4) 適正処理の推進

不法投棄が防止され、事業者による適正処理が徹底されることで、廃棄物の排出が抑制され、かつ再生利用される廃棄物量が増加した。

《平成30年度以降の取組》

平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、5年毎の時限措置として施行してきており、平成31年度は3回目の見直し時期となっている。そのため平成30年度は、平成25年度と同様に産業廃棄物税の納税義務者である産業廃棄物排出事業者に対し、産業廃棄物税の課税期間延長に関するアンケート調査(産業廃棄物税を活用した取組に対する意見等)を実施するとともに、産業廃棄物処理業者を中心に産業廃棄物税の使途事業の成果や今後活用できる補助事業に関する説明会を開催する。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ・民間非営利活動（以下、NPO活動）促進施策に広く県民の意見を反映させるため、宮城県民間非営利活動促進委員会（以下、促進委員会）に公募委員2名を選任した。（継続）
 - ・復興・被災者支援に取り組むNPO等の活動成果報告会を公開で開催し、広く県民に対して事業の成果を説明し、NPO活動への理解醸成に取り組んだ。（継続）
 - ・NPOと多様な主体とによる効果的な協働事例を冊子等で発信し、取組事例の情報共有を図ったほか、NPOと多様な主体がともに集い、交流できる機会を創出し、連携の拡大、強化に努めた。（拡充）
 - ・また、NPOの運営基盤強化を図るとともに、NPOと多様な主体との連携を促進するため、「プロボノ」（※）の普及啓発セミナーを開催し、NPOと企業、行政等多様な主体との交流を図った。（新規）
- ※プロボノ：自らの専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動

《成果（取組結果）》

- ・促進委員会のほか、補助事業の成果報告会等のイベントの開催、事例集の作成などにより、事業の成果を広く県民に説明した。
- ・また、各種事業を通じて、NPO等と行政や企業、多様な主体との交流により、連携・協働の必要性について理解の拡大に努め、取組の推進に向けた機運醸成を図った。

《今後の課題》

- ・多様化複雑化する社会的課題の解決に取り組むNPOに期待が寄せられる一方、運営基盤の脆弱なNPOが多く、自主財源や人材の確保が依然として課題となっていることから、NPOの自立につながる取組の強化が必要である。
- ・協働、連携の取組に向けた機運を、具体の取組につなげるため、NPOと多様な主体とをつなぐ担い手の育成や仕組みの構築が課題となる。

《平成30年度以降の取組》

- ・「みやぎNPOプラザ」は、設置から15年を経過していることから、県内のNPO活動をさらに促進していくために、将来を見据えた中核機能拠点としての機能について再検討する。なお、「みやぎNPOプラザ」が指定管理の更新時期に当たっていることから、運営状況を踏まえた当面の機能、役割についてもあわせて検討する。
- ・連携の取組の一つである「プロボノ」を普及拡大するため、啓発事業に加えて、地域にあったプロボノ・モデル（みやぎ版プロボノ）を構築し、NPOへの支援、基盤強化につなげる。
- ・NPOの情報発信力を強化し、NPOに対する県民の理解を深めるだけでなく、NPO活動への支援に積極的に取り組むよう、施策の必要性や成果をより実感できるようにする。

【担当：経済商工観光部 富県宮城推進室】

《取組内容》

「みやぎ発展税」の単年度及び累積の活用実績や成果等については、例年、出納整理期間終了直後の6月県議会定例会で報告するとともに、これに合わせて県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。（継続）

また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。（継続）

《成果（取組結果）》

平成29年度は課税期間の終了を迎えるに当たり、今後のあり方等の検討や意見聴取を行ったことから、平成28年度の単年度実績や成果等について、議会での報告及び県のホームページへの掲載が例年より2か月程度遅い時期となったが、平成30年度は特殊事情等がないことから、例年どおり速やかに説明を行うこととした。

《今後の課題》

超過課税として負担いただいている事業者等に対する説明は特に重要であることから、県が所有する媒体や開催する会議以外における、新たな説明の機会等を検討する必要がある。

平成30年度から活用事業として新たな取組等が増える予定であることから、取組内容を分かりやすく伝えることができる成果指標等を検討する必要がある。

《平成30年度以降の取組》

経済団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、主に事業者向けに実績や成果等を掲載・説明する機会をいただけるよう調整や要請を行う。

また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。

事項名：(11) 東日本大震災からの復旧・復興について

意見の内容

東日本大震災に係る復旧・復興事業については、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成 26 年度～ 29 年度）」に基づく、復旧・復興事業の進捗に伴い、インフラ施設の整備などのハード事業から被災者の生活支援や心のケア、地域コミュニティの再構築などソフト事業の比重が高まりつつある現状から、それぞれの被災地の状況に応じたきめ細やかな対応について留意する必要がある。

平成 29 年 3 月末における震災からの復旧・復興事業のうち、ハード面の事業の進捗状況については、公共土木施設では、被災箇所 2,303 箇所のうち約 99%に着手しており、そのうち約 87%が完成している。また、災害公営住宅では、整備計画戸数 16,149 戸のうち約 96%に着手しており、そのうち約 85%が完成している状況であり、全体としては概ね順調に進んでいる。

農地や園芸、畜舎等の農業施設、漁港等の復旧事業についても、90%以上の着手率であり、概ね順調に進んでいる。

一方、一部の事業において、他事業や関係機関との調整に日数を要したことや入札不調等により多額の繰越額が発生しているため、各部局間や市町等関係機関との事業調整等を一層推進し、円滑な事業の執行に努められたい。

仮設住宅での長期避難生活を強いられている被災者や、災害公営住宅等へ新たに入居された被災者の心身の健康維持が図られるよう、引き続ききめ細やかに対応していく必要があるほか、時間の経過とともに、震災による PTSD や不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえ、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない支援の継続が必要である。加えて、水産加工業における労働力不足や、水産加工品の販路回復なども課題であり、これら課題への対応を一層強化されたい。

平成 30 年度からは、宮城県震災復興計画に定める「発展期」を迎える。県勢の発展に向けて、県内や関係市町等が一丸となって、復旧・復興事業の成果を基に、戦略的に取組を進め、沿岸被災市町のまちづくりなどへの支援、地域産業の再生、雇用の確保、さらには人口減少の問題に対しても適確に対応されたい。

さらに、東日本大震災発生から 6 年が経過し、被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されることから、全国に向けて、復旧・復興に取り組む被災地の状況に加え、大震災の教訓が全国の防災・減災に生かされるような情報の発信を継続されたい。また、職員の記憶の風化防止も図り、災害等発生時に迅速に対応できる体制が常に維持されるよう取り組まれたい。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 危機対策課】

《取組内容》

東日本大震災の概要、応急・復旧対応、教訓を後世に記録として残すとともに、今後の防災対策に反映させるため、平成 27 年 3 月に記録誌「東日本大震災－宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証－」を発行し、都道府県、全国市町村、全国消防本部、自衛隊、海保、都道府県警察、国機関、指定公共機関等に広く配布している。(継続)

また、同記録誌を活用し、パネルを作成し、パネル展の開催や関係機関へのパネルの貸出を行うほか、出前講座や全国で開催されるフォーラム等に積極的に参加し、情報発信を行っている。(継続)

なお、同記録誌で取りまとめた 13 分野 46 の教訓を踏まえた、県、市町村、消防本部等の防災対策の取組状況についても、毎年とりまとめの上、県防災会議に報告するなど、情報発信を行っている。(継続)

自治法派遣職員に対し、東日本大震災における本県の対応について研修を行っている。(新規)

大規模災害発生時に市町村が行う防災活動を支援するため、防災訓練を関係機関と連携して実施している。(継続)

また、市町村や防災関係機関との通信手段を確保するため、県防災行政無線について地上系・衛星系の多ルート化等にも取り組み、迅速かつ適切な災害対応ができるよう対策を進めている。(継続)

《成果（取組結果）》

記録誌を活用したパネル展を、関係機関と連携しながら開催した。また、県内外の団体等へのパネルの貸出、出前講座の実施や防災推進国民大会や震災対策技術展など外部機関実施のフォーラム等へ積極的に参加し、情報発信を行った。

自治法派遣職員に対し、東日本大震災における本県の対応について約 100 名に対し研修を実施した。

「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練や 9.1 総合防災訓練等を関係機関と連携して実施した。

平成 28 年度に工事着手した防災行政無線（地上系）の更新工事を完了させた。

《今後の課題》

東日本大震災の経験から得られた教訓については、今後も引き続き情報発信を行っていくとともに、併せて、各教訓を踏まえた県内各市町村及び各防災関係機関の防災対策の取組状況の把握と情報発信についても継続していく必要がある。

防災訓練を今後も引き続き実施するとともに、県職員に対し、災害発生時に迅速に対応できるように、訓練や研修への参加を継続して促していく必要がある。

防災行政無線の保守管理を適切に行うこと等により、災害時の体制維持を図っていく必要がある。

《平成 30 年度以降の取組》

東日本大震災で得られた教訓について、引き続き、パネル展や出前講座等を通じて積極的に情報発信を行っていくこととともに、平成 30 年度に開催予定の防災フォーラムにおいても、広く情報発信に努める。また、県、市町村、消防本部等の防災対策の取組状況について、随時更新し、情報発信を行うことにより風化防止に努める。

平成 30 年度は「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練及び 9.1 総合防災訓練等を引き続き実施するほか、東北各県や市町村等が参加する「みちのく ALERT2018」に参加すること等により、防災対応力の維持・向上を図る。

防災行政無線の保守管理を適切に行い、災害時における通信体制の確保に努める。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

・震災の発生からこれまでの間、被災市町や国と復旧・復興に全力で取り組んだ結果、被災地では生活インフラや産業の再生などが着実に進展している。また、仙台空港の民営化、医学部新設など、これまで進めてきた「創造的な復興」の取組も花開こうとしている。しかし、今なお、多くの方々が仮設住宅での生活を余儀なくされているほか、大規模な嵩上げを行っている地区や離半島部など、地域によって復興の進捗に差が生じているところもあり、復興は途上にあることから、引き続き、被災市町や N P O など様々な主体と連携しながら、復旧・復興を着実に進める。

・併せて、本県が震災を乗り越え、更なる発展を遂げられるよう、復興需要後の地域経済活性化や未来を担う子どもたちの育成、人口減少対策を進めていく。

《成果（取組結果）》

・被災市町や国と力を合わせて復旧・復興に最優先で取り組むとともに、平成 30 年度から「発展期」を迎えることから、宮城の将来ビジョンに掲げる将来像の実現や震災復興の総仕上げに向けて重点的に取り組む「政策課題」を設定し、部局横断で検討を行うとともに、その結果を新たに策定した「発展期」の実施計画に盛り込んだ。（継続）

・また、人口減少に歯止めをかけるための地方創生の取組についても、経済基盤の強化や若い世代の結婚・子育て支援の充実に向けた施策に、引き続き全庁で取り組んだ。（継続）

《今後の課題》

・ハード事業については、復興の進捗に差が生じている地域もあることから、できる限りの手立てを講じ、復興計画期間内に事業を終えられるよう、しっかりと取り組む必要がある。

・また、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築などのソフト事業については、仮設住宅での生活の長期化、災害公営住宅等への入居に伴う社会・生活環境の変化などにより、被災者の置かれている状況が一人一人異なってきたことから、市町村や関係団体等とより一層緊密に連携しつつ、それぞれの事情を勘案したきめ細かな対応が必要となっている。

《平成 30 年度以降の取組》

・今後とも、市町村や国をはじめ、様々な主体と連携し、復興まちづくりの推進、被災された方々の生活支援や子どもから大人まで切れ目のない心のケア、地域コミュニティの再生支援などにきめ細かく取り組むとともに、観光の振興、魅力ある農林水産業の創出などの復興需要後の地域経済活性化や未来を担う子どもたちの育成、若年層の県内定着などの人口減少対策にも取り組んでいく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】

《取組内容》

・震災の記憶の風化防止のため、被災地以外の地域に向け、被災地の現状や復興の進捗等の復興関連情報を広く発信することで、長期的な支援への理解を得ることが必要となっていることから、「みやぎは「現在」も「現実」に立ち向かう。」のコンセプトのもとで、広報紙、冊子、ポスター等の発行やポータルサイト・SNS の活用により、積極的な広報展開を図るとともに、県庁 18 階の県政広報展示室内に開設した「東日本大震災復興情報コーナー」での情報発信を行っている。（継続）

・本県と青森県、岩手県、福島県と連携し、東京都内において復興フォーラムを開催した。（継続）

・宮城県震災復興計画における再生期の後半に当たる平成 28～29 年度の記録映像を作成している。（継続）

・東日本大震災の記憶の風化防止に加え、震災発災後の対応やその復旧により得られた数多くの経験や教訓を次代に継承するとともに、今後の震災対応等に活かしていくため、東日本大震災の記憶・教訓の伝承のあり方に関する調査・検討を行っている。（新規）

《成果（取組結果）》

・復興状況の「今」を伝えていくため、広報紙「NOW I S.」（毎月 1 回、15,000 部）を発行し、各都道府県、県内市町村、関係団体等 260 箇所への送付やメールマガジンにより約 1,500 箇所への案内をしているほか、ポスター（4 種類各 3 サイズ、計 52,000 枚）を作成し、県内外自治体や関係団体あて送付したほか、包括連携協定締結企業や都営地下鉄、阿武隈急行、仙台空港アクセス鉄道、太平洋フェリーなどで掲出した。

・県内の復興関連情報を集約して発信するため、「みやぎ復興情報ポータルサイト」を開設し、運営しているほか、各種 SNS を活用した情報発信も実施した。

・平成 30 年 2 月 17 日に、「東日本大震災の記憶風化防止イベント 復興応援・復興フォーラム 2018 in 東京」を、東京都と併催により開催した。

・各部局や市町村と連携し、再生期後半（平成 28～29 年度）における復旧・復興の取組に関する記録映像を撮影・収集した。

・東日本大震災の記憶や教訓を次代に継承するとともに、今後の震災対応等に活用するため、復興に向けた取組の連携や情報発信を一元的に行えるよう、伝承のあり方に関する調査・検討を行うため、有識者会議（6 回）及び市町会議（3 回）を開催した。

《今後の課題》

・震災から7年が経過し、震災の記憶の風化がさらに進むことが懸念されることから、他都県と連携しながら、様々な機会や媒体を活用して、幅広い情報発信を行うとともに、東日本大震災の経験と教訓を継承していくため、平成29年度に行った伝承のあり方検討を踏まえ、震災遺構や伝承施設、アーカイブ等のネットワーク化に官民連携で取り組む仕組みの具体化を図っていく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

・今後とも、各種広報媒体を活用した情報発信に努めるとともに、「東日本大震災復興情報コーナー」における情報等の更新を行い、復興の進捗状況や県内各地の復興の取組について来庁者に情報提供を行う。
・伝承のあり方検討を踏まえ、震災遺構や伝承施設、アーカイブ等のネットワーク化に官民連携で取り組む仕組みの具体化を図り、東日本大震災の経験と教訓の継承を図っていく。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 測定・公表

○きめ細かな放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を毎年度策定し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施している。

・放射線の測定

生活環境を中心に、モニタリングポスト等（76か所）による常時監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定（H28 1,428か所、H29 1,397か所）など、空間放射線率の測定を幅広く行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努めている。

・放射能の測定

「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施している。また、住民から持ち込まれた自然採取の山菜やきのこ、自家栽培野菜については、市町村が測定できるよう、測定機器の配備と技術研修を実施している。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において、情報を一元化し、正確な情報をわかりやすく発信している。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載、パンフレットの配布等を通じ、放射線・放射能等の理解の促進に努めている。

2 除染

○市町村への支援（継続）

・県除染支援チームの設置・派遣

「汚染状況重点調査地域」指定8市町の円滑な除染の推進を支援するため、関係職員で編成する「除染支援チーム」を設置していたが（平成23年12月21日設置）、平成29年度は、市町村の除染が完了したため、チームを編成していない。

・県除染アドバイザーの委嘱

市町村が実施する除染に対する技術的支援を行うとともに、県有施設の除染を行う上で必要な専門的知識及び技術的知見を得るため、「除染アドバイザー」を設置していたが（平成24年2月22日設置）、平成29年度は市町村及び県有施設の除染が完了したため委嘱自体を行っていない。

・汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援

マイクロホットスポット対策として、市町村への測定機器の貸与・技術的支援等を行っている。

○県有施設の除染の推進（継続）

「汚染状況重点調査地域」指定8市町に所在する県有9施設について、各市町の除染実施計画に基づき、調整を図りながら除染を実施し、平成25年度には終了している。（県立学校7校、福祉施設1、公園1）

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求の支援（継続）

原発事故に係る損害賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を負うものとされている。

県としては、農林水産業や商工業等の出荷制限や風評被害によるいわゆる営業損害について、民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう仙台弁護士会や市町村と連携し、説明会や個別無料相談会を開催するなどして、民間事業者等の損害賠償請求を支援している。

・説明会・個別無料相談会の開催

目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等のうち、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などとする者が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会及び市町村と連携して説明会及び個別無料相談会を開催し、損害賠償請求への支援を行う。

内容：損害賠償請求説明会 損害賠償請求に係る制度についての説明（県職員）

個別無料相談会 弁護士による個別無料相談

《成果（取組結果）》

1 測定・公表

○徹底した放射線・放射能の測定（原子力安全対策課関係分）

・放射線の測定

県、市町村及び国等の関係機関により、モニタリングポスト、携帯型測定器、航空機モニタリング、走行サーベイ等によるきめ細やかな測定が行われ、県内の生活環境には問題ないことを確認している。

・放射能の測定

食品（消費段階）については、市町村が主体となり住民持込測定を行い、結果を住民に伝えたほか、一般環境（降下物、大気浮遊じん）の測定を行い、問題がないことを確認している。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（原子力安全対策課関係分）

・県民の不安解消等のため、「放射能情報サイトみやぎ」、「放射線・放射能に関するセミナー」、「みやぎ出前講座」、放射線・放射能の相談窓口、各種広報誌・パンフレット等により放射能等に関する情報提供を行い、理解の促進を図った。

2 除染

○除染の進捗状況（平成29年3月末現在）

・除染実施計画に基づき8市町全てで除染が完了した。

施設の種類の		予定数	除染完了	残り
子どもの生活環境	学校・保育園 公園等	95 施設 153 施設	95 施設 (100%) 153 施設 (100%)	0 施設 0 施設
公共施設		434 施設	434 施設 (100%)	0 施設
住宅		10,240 戸	10,240 戸 (100%)	0 戸
道路(主に通学路)		465,301 m	465,301 m (100%)	0 m

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求の支援

・説明会・個別無料相談会の開催

実施時期 平成29年9月、10月

参加者等 7回開催（県内5圏域、2市町）、延べ9名が参加

成果の概要 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等の、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などの不満や不安が一定程度解消されるとともに、損害賠償に係る制度や事務手続き等の理解が進み円滑な賠償請求につながった。

《今後の課題》

1 測定・公表

○徹底した放射線・放射能の測定

・除染の実施、放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下してきており、また、農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合も年毎に減少しているものの、きのこや山菜などの林産物、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣では依然として、基準値を超過しており、出荷制限が継続している。

（平成30年1月18日現在の出荷制限品目16品目。内訳：畜産物1、林産物7、水産物5、野生鳥獣3）

○県民や国内外への正しい情報の発信

・電話相談窓口の相談件数は年々減少しており、県民の不安は概ね収束傾向にあると考えられるが、いまだに不安を抱く県民もいる。

2 除染

○除染に伴い生じた除去土壌について、処分基準が未だに定められていない。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求の支援

・民間事業者等が十分な賠償を迅速に受けることができるよう、引き続き相談会や個別無料相談会を実施。

・東京電力との直接交渉が進展しない請求者について、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介制度等を紹介。

《平成30年度以降の取組》

1 測定・公表

○きめ細かな放射線・放射能の測定

・今後も県民目線に立ったきめ細かな測定を継続する。

○県民や国内外への正しい情報の発信

・正確で分かりやすい情報発信により、放射能等に対する理解の促進を図る。

2 除染

- 除染は平成 29 年 3 月で完了したが、除去土壌等の処分が完了していないため、引き続き汚染状況重点調査地域に指定されている 8 市町を支援していく。
- 国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令の早期提示を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう要望していく。

3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援
 - ・今後も民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう仙台弁護士会等の協力を得て説明会・個別無料相談会等を開催するとともに、必要に応じて原子力損害賠償紛争解決センター等の紹介を行うなど、民間事業者等の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

- みやぎ心のケアセンターの運営（継続）
- 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続）
- 県精神保健福祉センターにおけるひきこもり及び自死に関する相談支援等（継続）
- 保健所のアルコール等の専門相談（継続）

《成果（取組結果）》

- みやぎ心のケアセンターの運営
専門職による住民支援（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月分：対面相談 4,990 件、電話相談 2,131 件）、メンタルヘルス講演会・サロン活動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。
- 仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助
訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月分：対面相談 1,748 件、電話相談 1,444 件）等を実施した。
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置
平成 23 年 10 月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実地
精神科医療機関等 2 団体に委託し、精神疾患の未受診者や医療中断者などが適切に医療に繋がりに安心して地域で社会復帰していけるよう医療機関や保健福祉関係者と連携しながら支援を実施した。（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月分：対面相談 1,554 件、電話相談 843 件、個別支援会議 2,094 件、関係機関調整 96 件）
- 県精神保健福祉センター内に平成 27 年 6 月から「宮城県自死予防情報センター」を開設するとともに、平成 27 年 8 月に「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」を開設し、自死及びひきこもりに関する相談支援体制を確保している。
保健所においても沿岸部においてアルコールやひきこもりの事例が増加していることから沿岸部市町や関係機関等と連携して専門相談を実施した。

《今後の課題》

被災者の生活再建が本格化する中で、被災者間の復興状況の格差の広がりや災害復興住宅等への入居による生活環境の変化の影響等により、今後も様々な心の問題の増加が危惧されており、心のケアセンター等への相談件数も依然横ばいの状況にある。そのため、災害公営住宅等への移行に向け、新たなコミュニティの形成支援とともに、環境の変化に応じた心のケアや、支援にあたる関係職員の育成・支援など、震災復興実施計画後も長期的に子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策に取り組む必要がある。

《平成 30 年度以降の取組》

震災による心の問題は長期にわたることから、被災地域の現状や課題を検証し、被災市町、保健所、精神保健福祉センター、心のケアセンター等とともに、平成 33 年度以降の心のケア対策のあり方を協議検討する。

さらに、震災復興計画後の平成 33 年度以降においても長期的かつ安定的な事業の実施が可能となるよう、確実な財源措置を国に要望していく。

【担当：保健福祉部 子育て支援課】

《取組内容》

平成 28 年度に引き続き平成 29 年度においても、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うため、大人と子ども双方の心のケアに精通した専門家が配置され、被災地の関係機関とのネットワークが確立されており、各地域に設置された活動拠点から支援要請に柔軟に手厚く対応できる機関である「みやぎ心のケアセンター」に子どもの心のケアに関する事業を委託した。(継続)

《成果（取組結果）》

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもやその保護者からの相談対応のほか、教育機関との連携として、市町村、幼稚園、小中学校等に児童精神科医等の専門職を派遣し、コンサルテーション等を行うほか、心のケアに関する研修会を実施した。

○平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の実績

- ・相談事業 述べ 281 件
- ・専門家派遣事業 266 回
- ・研修事業 51 回

《今後の課題》

子どもの心のケアに対し、復興・創世期間後も継続的な対応を行うためには、平成 33 年度以降における、みやぎ心のケアセンターの存続について、財源確保を含めた具体的な検討が必要である。

《平成 30 年度以降の取組》

引き続き、みやぎ心のケアセンターに事業を委託し、教育機関との連携を強化するとともに、当該センターと子ども総合センターが地域の支援者の能力向上を目的とした研修等を実施していく。

【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】

《取組内容》

市町村との連携による合同企業訪問等を実施した。(継続)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」など、各種優遇制度を活用したものづくり産業の集積を図った。(継続)

《成果（取組結果）》

企業立地のためのインセンティブ（企業立地奨励金制度など）の説明や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた。

民間投資促進特区については、平成 29 年度末までに 700 社、908 件の指定を行い、その投資見込額は約 6,710 億円に上っている。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、第 7 次公募までに 194 件、857 億円の採択を受けた。

《今後の課題》

企業活動のグローバル化に伴い、海外に進出する企業が増加しており、生産拠点の海外シフトが続いている。一方で、世界経済の減速など環境の変化から、製造業の中には国内の生産拠点の重要性を認識し、活動の比重を国内強化へとシフトする企業が増加傾向にあり、国内自治体の誘致競争が激化している。このため、成長性が高く、地域経済の中核となる企業及びその関連企業等の戦略的な誘致を進める必要がある。

《平成 30 年度以降の取組》

産業再生支援については、市町村との連携が不可欠であることから、今後とも同様の取組みを継続していく。

【担当：経済商工観光部 雇用対策課】

《取組内容》

国からの交付金を受けて造成した基金により、産業政策と一体となって安定的な雇用を創出するために、事業主に助成金を支給する「事業復興型雇用創出事業」（継続）を県及び11市町で実施しており、500人の雇用創出を図ることとしている。

《成果（取組結果）》

沿岸部において復興まちづくりに時間を要し、グループ補助金等を活用した事業所の整備・再開が遅れていることや、雇用のミスマッチにより雇い入れが進まないことが影響し、356人の雇用創出となった。

《今後の課題》

グループ補助金等による事業所の整備等の事業実施の進捗状況に沿った支援を行うとともに、制度の延長と要件緩和を国に求めていく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

引き続き国に制度の延長と要件緩和を求めるとともに、更に多くの事業主が制度を活用して人材を確保できるよう周知に努め、支援を行っていく。

【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

○再生期間である平成27年から始めた夏の仙台・宮城観光キャンペーンを実施したほか、航空会社と連携した観光キャンペーンにより本県への観光客割合が低い中部以西からの誘客を促進する取組に努め、宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。（継続）

○被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアー、教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行うセンターを設置・運営した。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。（継続）

○福島第一原子力発電所事故による風評被害の損害賠償については、東京電力株式会社から提示された内容に対して観光事業者から批判や不満の声があったことから、賠償地域の追加、指針の見直しや賠償請求に当たり観光事業者に負担を強いることがないよう政府要望を継続的に行ってきた。（継続）

《成果（取組結果）》

○平成28年の観光客入込数は6,084万人であり、震災前と同水準まで回復した一方、沿岸部の観光客入込数の回復は7割程度に留まっており、沿岸部の観光復興は厳しい状況となっている。

○「みやぎ観光復興支援センター」は平成28年度までに累計で1,262団体45,120人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成28年度までに173団体16,848人のマッチング実績を上げた。平成27年度からは両センターの運営体制を一本化しており、平成28年度はボランティアツアー41団体1,006人、教育旅行44団体2,507人のマッチングを行った。初回マッチング以降は、訪問希望者と受入先との直接調整が増加していることもあり、新規のマッチング件数は横ばいとなっている。

○東京電力株式会社は、中間指針や独自の賠償基準に合致しない損害への賠償には未だ消極的である。

《今後の課題》

○風評の影響が未だ根強いことから、正確で的確な情報を粘り強く発信するほか、東北一体となって外国人観光客の回復に取り組む必要がある。

○震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきており、復興状況の情報を的確に収集・発信していくことが求められる。また、ボランティアツアーや教育旅行のマッチング件数が落ちてきた一方で、教育旅行に関してはニーズの内容が細分化・高度化し、よりきめ細かな対応が求められてきている。

《平成 30 年度以降の取組》

- 外国人観光客の増加に向けて、宿泊施設や観光集客施設への無料公衆無線LANの設置、案内看板や広報媒体の多言語化等受入環境の整備にも取り組み、観光客の利便性を向上させていく。
- 平成 30 年度の事業規模は、現状を維持しつつ、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応の充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。
- 風評被害に係る観光業への影響は長期間に渡って現れることが見込まれるため、公正・適正な賠償について、国が東京電力株式会社に対して強い指導を行うよう引き続き要望していく。

【担当：経済商工観光部 アジアプロモーション課】

《取組内容》

- 外国人観光客の回復に向けては、中国、韓国、台湾、香港を重点市場とし、旅行博への出展などを実施しているほか、宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。特に、台湾は最重要市場として教育旅行の誘致に取り組み、復興ツーリズムとして、沿岸部を中心に誘客を図っているところである。(継続)
- 更には、平成 28 年度に台湾台北市に、平成 29 年度には中国北京及び上海に現地サポートデスクを設置し、海外の旅行会社への営業力強化・情報発信強化を行った。(新規)
- 訪日外国人観光客はインターネットからの情報取得が主流となっていることから、台湾向けにフェイスブックを開設し、宮城の観光地のほか、食に関する情報も発信するなど、風評の払拭に努めた。(新規)
- 外務省が海外で実施する「地域の魅力海外発信事業」と連携し、中国北京及び上海において、宮城の観光をPRするとともに、食の安全安心についても情報発信を行った。(継続)
- 風評の影響が根強い国・地域のうち、香港については、現地でバスラッピング広告や一般観光客向けセミナーを開催するとともに、韓国については、風評の影響を受けにくい特定目的旅行(SIT)であるゴルフ及びスキーに絞り込み旅行会社へ商品造成を依頼するなど、正確な情報発信と誘客を行ってきた。(継続)

《成果(取組結果)》

- 平成 29 年の外国人延べ宿泊者数は 23.2 万人と、震災前の 15.9 万人と比較し 146 %と増加したものの、一部の国・地域では根強い風評もあり、全国的な伸び率である 276 %と比較すると、未だ厳しい状況が続いている。

《今後の課題》

- 風評の影響は根強く、特に韓国と香港からの回復が著しく遅れていることから、正確で的確な情報を粘り強く発信するほか、東北が一体となって外国人観光客の回復に取り組む必要がある。

《平成 30 年度以降の取組》

- 最重要市場である台湾については、教育旅行の誘致に引き続き取り組むとともに、現地サポートデスクやSNSによる情報発信を強力に実施し、更なる誘客を図ることとしている。また、仙台空港を核とした外国人誘客にも積極的に取り組むとともに、その他の重点市場である中国、韓国、香港についても、現地における継続的な情報発信に取り組む。
- また、東北観光復興対策交付金を活用した情報発信や旅行商品造成に取り組むほか、東北が一体となった観光誘客を推進するため、東北観光推進機構や東北各県と緊密に連携し、東北の観光復興に向けて積極的に事業を展開していく。

【担当：農林水産部 農林水産総務課】

《取組内容》

円滑な事業の執行のため、①復旧・復興のロードマップに掲載した事業の進行管理、②マンパワー不足を補うための工事監督等の外部委託を行う。(継続)

《成果（取組結果）》

農地、治山、漁港各分野において、事業箇所毎の課題把握やその解決に向けた会議・検討会を行ったほか、事業費全体に占める契約率や執行率の管理に努めた。また、マンパワー不足への対応として、工事積算や監督業務を外部委託したほか、市町や関係機関等との事業調整についても必要の都度行った。

《今後の課題》

平成32年度までの事業完了に向け、課題を抱える事業箇所もあることから、市町等とも情報を共有化し、その解決に向けて取り組んでいく必要がある。また、他自治体からの派遣職員が減少傾向にある中、工事監督等の外部委託も積極的に活用し、事業推進体制を強化していく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

引き続き、事業の進行管理により個別事業箇所の課題把握と解決に努め、マンパワー不足に対しては引き続き工事監督等の外部委託を活用することにより、事業の円滑化を図る。

【担当：農林水産部 食産業振興課】

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めた。(継続)

主な事業については、以下のとおり。

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○交通施設や交通機関、主婦向け雑誌等でのPR、各種イベントの開催・出展によるPR等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図った。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間、関係団体が実施するメディアの活用等の事業に補助することにより、PR活動等を支援した。

《成果（取組結果）》

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■交通拠点を活用した情報発信

- ・仙台空港旅客ターミナルビル等へのバナー掲出
- ・JR仙台駅へのLEDサインボード及びJ-ADビジョン掲出
- ・首都圏主要4駅（JR東京・品川・池袋・横浜の各駅）等での駅貼りポスター掲出
- ・伊丹空港でのポスター掲出 他

■情報誌を活用した情報発信

- ・主婦層をターゲットとした生活情報誌（オレンジページ）にイメージ向上記事を掲載した。

■「食」の担い手創出

- ・県内の生産者、食品加工業者、飲食業者等を紹介していくことで、「食材王国みやぎ」のイメージ浸透を図った。

■グルメサイトを活用した情報発信

- ・「クックパッド」等内に宮城県特集ページ開設

■県産食材を使用した飲食店フェア等の開催

- ・首都圏、関西圏で各1ヵ月程度開催

■東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催

・宮城ふるさとプラザにおいて、県産品や生産者の紹介及び消費者好感度商品を選ぶコンテストなどの風評払拭イベントを実施

■県外物産展を活用した消費体験の促進

・県外物産展開催地（横浜・東京・名古屋・広島・千葉）において、県産品イメージ向上広告を掲出し、県産品の購入意欲を高めた。

■関西圏における県産品魅力体感イベントの開催

・関西圏の消費者が県産品に直接触れ、食し、その魅力を体感するイベントを開催

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○各団体が行う県産農林水産物等のイメージアップを目的とした事業に補助を行い、県産農林水産物等のイメージアップを図った。

■各団体への補助

・農業関係団体、漁業関係団体等の6団体が行っている7計画に対して、補助を決定した。

《今後の課題》

消費者庁のアンケートによれば、風評被害は収束しておらず、今後も継続的に事業を展開していく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

引き続き、放射性物質検査を実施し、その結果を情報提供するとともに、県産品の魅力をより伝えられる効果的な広報手法等を検討していく。

【担当：農林水産部 農業振興課】

《取組内容》

被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）の事務手続について、関係市町や地方振興事務所と連携して進めたほか、新規事業の計画策定に当たっては、復興庁によるヒアリング等に合わせて各市町に対して個別に策定支援を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

関係機関の担当者レベルによる一層の情報共有が図られ、事務手続の迅速化につながったほか、石巻市、山元町及び南三陸町からの事業計画について要望どおり認められた。

《今後の課題》

今後は計画変更や実績確認等の業務への比重が増えてくることから、関係市町等とはより一層連携・協力して取り組んでいく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

本事業の計画変更や円滑な事業実施を引き続き支援するほか、事業完了に向けた手続きの支援・指導を行う。

【担当：農林水産部 農産環境課】

《取組内容》

東日本大震災からの農業生産力の回復を図るために、国庫事業である東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械、生産資材の導入を支援した。併せて、農業生産の復旧や再興に取り組む農業者の負担軽減を目的とした助成を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

家畜飼養管理施設や農業機械の復旧整備の他、農地の生産性回復に向けた取組や放射性物質吸収抑制対策等営農再開に必要な取組を支援し、農業生産力の回復を図った。

①推進事業：放射性物質吸収抑制対策、農地生産性回復に向けた取組、農業機械導入等 35件 国庫交付額 274,811千円

②整備事業：家畜飼養管理施設、鳥獣被害防止施設等 7件 国庫交付額 658,930千円

《今後の課題》

本県の農業生産力を早期に回復するためには、共同利用施設の復旧や再編整備をはじめ、営農再開に必要な農業機械や資機材の導入を計画的に進めることが必要であり、今後も農地の復旧による作付けが順次再開されることから、引き続き、事業が継続されることが望まれる。

国に対して、本交付金は農業者組織や農協などが速やかに農業生産の復旧等を図るために不可欠なものであることから、事業の継続と十分な予算措置を確実に講ずるよう要望していく。

《平成30年度以降の取組》

引き続き農業生産力の回復を図るために、国庫事業である東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械、生産資材の導入を支援する。併せて、農業生産の復旧や再興に取り組む農業者の負担軽減を目的とした助成を行っていく。

【担当：農林水産部 畜産課】

《取組内容》

○畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み（継続）

- (1)市町村・関係団体等と連携し疲弊した畜産生産基盤の再生・発展のため、必要な家畜等の導入に対し支援を行い、畜産生産基盤の回復を図っている。
- (2)県内の生産基盤の強化・肉用牛の復興と経営の規模拡大を推進するため「好平茂」号等の本県基幹種雄牛産子の優良雌子牛の県内保留に対して支援を実施している。
- (3)畜産生産基盤の強化のため、畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体を取り組む施設整備等に対して支援を実施している。

※ 関連事業：(1)東日本大震災農業生産対策事業(継続)

(2)みやぎの子牛生産基盤復興支援事業(継続)

(3)畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）(継続)

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応(継続)

本県畜産物の安全・安心を確保するために、畜産物等の放射性物質の検査、粗飼料生産基盤(牧草地)の除染作業への支援及び放射性物質で汚染された粗飼料等が処分されるまでの間の一時保管等への支援を実施している。

また、畜産関連損害賠償が円滑に進むように、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会に対して、各種資料等の提供を行ったほか、一部品目については、東京電力と直接交渉等を実施し生産者への支援を実施する。

※ 関連事業：給与自粛牧草等処理円滑化事業・放射性物質影響調査事業・肉用牛出荷円滑化推進事業・草地土壌放射性物質低減対策事業

《成果（取組結果）》

○畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み

- ・受精卵の導入 受精卵導入 67 個
- ・畜産クラスター事業 畜舎等整備 17 棟（取組主体 6）など

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

- ・放射性物質検査状況 肉用牛（牛肉 26,165 頭、生体 4,538 頭）
(H30.3.31 現在) 原乳（5 集乳施設 115 検体）
粗飼料等（牧草 452 検体）

・汚染稲わら一時保管施設等管理 49 施設

・畜産関係損害賠償支払状況 請求額：約 311.4 億円，支払総額：301.1 億円(支払率 96.7%)
(H30.3.31 現在)

《今後の課題》

○畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み

畜産生産基盤を継続的に維持するための担い手の育成を進めることが急務である。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

東電事故に対する畜産関連の損害賠償請求については、平成 26 年度までは賠償金の支払いが遅延していたが、平成 26 年度後半から支払い率が向上し、現在は、大きな課題はない状況であることから、今後も引き続き支援を実施していく。

牧草地の除染については、対応がほぼ終了している状況であるが、今後は、除染後の牧草地の適切な肥培管理等の維持管理に努め、牧草への放射性セシウムの移行を最小限とする対応への指導を実施していく。

《平成 30 年度以降の取組》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み

県内の畜産経営体に対して再生・発展の取組に対して継続して支援を実施していく。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

畜産物の安全・安心確保のために、種々の取り組みを継続していく。

【担当：農林水産部 農村振興課】

《取組内容》

東日本大震災からの復興・再生を図るため、地盤沈下等の被害を受けた津波被災地域とその周辺地域の一体的な整備に向けて農地、農業用施設の総合的な整備を進めている。また、震災の広域的な地盤沈下に伴い農業用排水施設の維持管理等に掛かり増経費が発生することから、これらの低減対策として太陽光発電施設を導入するとともに、新たな時代の農業・農村モデルの構築を目指し、効率的な施設管理の実現を図る用排水機場等の遠隔監視・操作集中管理システム整備するための事業計画をとりまとめた。(継続)

《成果（取組結果）》

復興・再生に関わる事業の最後の新規地区として農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)の1地区(手樽地区)を、半年程度の期間で事業実施計画策定し事業申請できた。これにより、計画した全ての地区が採択され工事着手が可能となった。

《今後の課題》

計画を樹立し事業採択された各地区において、農村整備課が整備工事等を実施中であり1日でも早く工事が完了され、早期の事業効果の発現が必要である。

《平成30年度以降の取組》

農業・農村の復旧・復興に係る事業計画策定事業は、平成29年度までに全て完了した。

【担当：農林水産部 農村整備課・農地復興推進室】

《取組内容》

東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農地海岸保全施設等について復旧工事を行い、早期営農再開を図る。特に被害が甚大な地区については、復興交付金を活用した農地の再編整備や排水機場等の整備を行い、地域農業の復興を図る(継続)。

《成果（取組結果）》

東日本大震災の津波では、約14,300haの農地が浸水し、そのうち農地の復旧や除塩対策を必要とする面積は、約13,000haとなっている。農地の復旧や除塩対策については、平成30年3月末現在で、ほぼ目標どおりの12,980ha(約100%)に着手し、そのうち12,782ha(約98%)で作付けが可能となり営農再開が図られたほか、排水機場、農地海岸においても計画どおりの事業進捗が図られた。

復興交付金を活用した農地整備事業等については、平成30年3月末現在で、受益面積約5,284haのうち5,073ha(約96%)の区画整理工事に着手し、農家に引き渡した面積は、4,539ha(約86%)となっており、事業の進捗が図られている。

また、「新たな標準区画(2ha)」として整備方針を策定、実施し、より効率的かつ永続的な農業の展開を目指すなど、各種取組を推進してきた。土地利用の整序化では、換地の手法を活用して非農用地エリアを確定することにより、市町の土地利用計画の策定が図られた。

《今後の課題》

復旧・復興を確実に進めるためには、地区ごとの詳細な工程管理と適正な予算管理による遂行が必要である。

東日本大震災後、新たな農地整備事業等の実施地区における土地利用の整序化については、市町の復興まちづくり計画をふまえた土地利用計画の早期策定を関係機関と連携を図りながら支援する必要がある。

《平成30年度以降の取組》

引き続き農地・農業用施設等の復旧・復興ロードマップに基づき、災害復旧事業や復興交付金を活用した農地整備事業の推進を図る。また、今後も基盤整備を契機とした競争力のある経営体の育成や土地利用の整序化による市町の復興まちづくりの実現に取り組んでいく。

【担当：農林水産部 林業振興課】

《取組内容》

①本格的な利用時期を迎えた森林資源を有効活用し、林業・木材産業の成長産業化を推進するため、木材の生産・加工・流通体制の整備や、間伐など森林施業の集約化に向けた支援を行い、県産材の安定供給や流通拡大を図った。(継続)

②県産材を使用した住宅や民間施設等の整備への支援、CLT(直交集成板)等を活用した新たな木材需要拡大の取組推進、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援を行い、県産材の利用拡大を図った。(継続)

③福島第一原子力発電所事故に伴い出荷制限措置が継続されている「原木しいたけ(露地栽培)」や「たけのこ」の制限解除に向け、栽培管理方法の技術的支援を行ったほか、安全な原木確保への支援を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

- ①木材の生産加工流通体制の基盤整備として、素材生産を行う高性能林業機械（1台）、製材機等の木材加工施設（4施設）の整備が行われ、県産材の供給体制の強化が図られた。
- ②県産材を使用した住宅の新築支援（545棟）や、民間施設の内外装木質化（3件）、木製品配備（6件）への支援を通じて県産材製品の普及が図られた。また、宮城県CLT等普及推進協議会による勉強会等（12回）や県産CLTを使用したモデル施工（2棟）への支援のほか、木質バイオマスの利用推進に向けた未利用間伐材等の搬出・運搬（12事業体、12,929㎡）、木質バイオマスボイラーの導入（2事業体、2基）等を通じて、県内における新たな木材需要の創出が図られた。
- ③原木しいたけ（露地栽培）については、13市町村の生産者のうち、県の栽培管理基準に基づき生産・管理された生産者39名の出荷制限が解除されたほか、たけのこについては、白石市の全域、栗原市及び丸森町の一部の地区の出荷制限が解除された（H30.3.31現在）。

《今後の課題》

- ①林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、施業の集約化等により木材生産の低コスト化をさらに進めるとともに、木材需要に応じた効率的な原木供給システムを構築し、素材生産量の拡大を図る必要があるが、所有者や境界が不明な森林も見られることから、所有者の特定と境界の明確化が課題となっている。
- ②県産CLTの普及や製造コストの縮減、未利用材の木質バイオマス利用の拡大などを通じて県産木材の需要を創出し、素材生産量の拡大と森林所有者へ利益還元を図っていく必要がある。
- ③原木しいたけの出荷制限解除の要件となる「栽培管理」の取組をさらに普及するとともに、引き続き安全な原木等の調達を進める必要がある。

《平成30年度以降の取組》

- ①木材の生産・加工・流通のための施設等の整備や森林施業の集約化に向けた支援を継続するとともに、多様化する需要者ニーズに応じた丸太を的確に供給できる新たな流通システム構築を支援する。また、森林の所有者特定と境界明確化に向け、所有者や所在等に関する情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備を支援する。
- ②県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した住宅整備等への支援を継続するほか、CLT活用建築の普及に向け、老朽化した林業技術総合センターのCLTを活用した木造施設への更新、宮城県CLT等普及推進協議会が実施する技術者育成や技術開発に対する支援、市町村や民間事業者等が実施するCLT等を用いたモデル施設の建設費の支援を実施する。また、木質バイオマスの利用促進を図るため、中小規模のバイオマス熱電供給施設等を県内にバランス良く配置するほか、未利用間伐材などの安定供給を支援する。
- ③出荷前の放射性物質検査を徹底し、安全・安心な特用林産物の供給に努めるとともに、栽培管理の取組を推進する。また、生産者が生産再開から販売まで安心して経営再開等に取り組めるよう、県外からの原木等の購入支援に加え、非破壊検査機を活用した県内産原木の供給再開に取り組む。

【担当：農林水産部 水産業振興課】

《取組内容》

- 水産加工業の労働力不足に関する取組
遠隔地にある仮設住宅等から円滑に従業員を確保するための通勤手段の確保、従業員宿舍の整備について支援（継続）

《成果（取組結果）》

- 水産加工業の労働力不足に関する取組
 - ・通勤手段確保に対する補助：水産業協同組合等が行う従業員送迎事業に対する補助（3団体4,125千円）
 - ・宿舍整備に対する補助：従業員宿舍の修繕・整備に対する補助（17事業者263,646千円、入居定員229人）

《今後の課題》

- 水産加工施設等は復旧しつつあるが、従業員不足により生産能力の向上が課題となっていることから、引き続き労働力確保の支援が必要である。

《平成30年度以降の取組》

- 沿岸市町等関係機関と連携の上、労働力確保に対する支援を行う。

【担当：土木部 土木総務課】

《取組内容》

土木部事業進行管理による復旧・復興事業の着実な事業執行（継続）

《成果（取組結果）》

事業進行管理委員会や幹事会、用地部会及び重点進行管理部会を開催し、各課室及び地方機関との連携を強化しながら、用地取得や工事執行時期の目標を明確にした執行計画を策定するとともに、事業執行に当たっては、予算全体の執行管理とともに、事業ごとの工事進捗状況の可視化と情報共有化、事業進捗に向けた課題把握と迅速な対応の実施など、きめ細かな進行管理を行った。結果、平成29年度末の繰越見込み額は約1,418億円と前年より約280億円縮減された。

《今後の課題》

復旧・復興事業の加速化に向けて、工事工程と連動した用地取得の進捗管理及び用地隘路箇所土地収用裁決スケジュールの進捗管理に取り組むとともに、契約率による進行管理に加え、事業箇所ごとの工事進捗状況管理など、引き続き、きめ細かな進行管理を行う必要がある。

他都道府県からの自治体派遣が縮小傾向にある中、着実な事業執行に向けて、発注者支援業務などを積極的に活用し、事業執行体制の強化を図る必要がある。

《平成30年度以降の取組》

復旧・復興事業の着実な執行に向け、個別事業箇所ごとの課題把握とその解消を図っていくなどの重点的な進行管理に取り組んでいくとともに、マンパワー不足に対して、発注者支援などの外部委託を可能な限り活用していく。

【担当：土木部 都市計画課】

《取組内容》

市町と共同で復興整備計画を策定する。（継続）

《成果（取組結果）》

14市町で復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計452の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。（H30.4.2公表分まで）

《今後の課題》

事業段階に応じて、農地転用許可や開発許可等の追加の特例を得るために復興整備計画の変更が必要となる。

《平成30年度以降の取組》

平成30年度においても、復興整備協議会は1か月に1回程度、関連する都市計画審議会は2か月に1回程度開催することとする。

【担当：土木部 復興まちづくり推進室】

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題などに対し、技術的な指導や支援を行うとともに、市町職員を対象とした勉強会を実施するなど、課題の解決を図った。（継続）また、被災者が復興に関する情報を、身近で入手できるような取組として復興まちづくりパネル展や出前講座などにより、積極的な復興状況の情報発信に努めた。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・復興庁が行う復興交付金事業計画策定支援のための被災市町へのヒアリングに同席し、助言及び調整を図った。
- ・被災市町の課題解決に向けて情報共有を図るため、被災市町を訪問してヒアリングを行ったほか、4月と12月に県庁において勉強会を実施した。
- ・移転元地や新たな造成地に産業・商業を誘導するため、復興まちづくりの整備状況や誘致対象地区を紹介するパンフレットを作成し、UR都市機構との共同の企業誘致アンケートとともに5,000社の企業へ配布した。
- ・県内及び東京都庁などにおいて、被災市町と連携した「復興まちづくりパネル展」を開催したほか、東洋大学などにおいて、復興状況やまちづくりについて出前講座や講演を実施することにより、復興状況などの情報発信を行った。

《今後の課題》

震災から6年が経過し、復興まちづくり事業の概成、宅地や災害公営住宅の引き渡しが進んでいるものの、まちづくりの中心となる産業用地や商業用地などへの企業誘致や、被災者の意向変化による事業計画の見直しなどがあげられる。

また、引き続き復興予算の確保、人的支援などの継続のほか、復興まちづくり事業の完了に向けて生じる各種手続きに対する支援が課題となっている。

《平成30年度以降の取組》

引き続き、市町の復興まちづくり支援を継続するとともに、震災の風化防止や、震災教訓を次の大災害に生かすため、積極的な情報提供に努める。

【担当：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置（継続）
 - ・県内全公立中学校（仙台市を除く）にスクールカウンセラーを配置，全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し，域内小学校に派遣
 - ・教育事務所専門カウンセラーの配置（継続）
- 心のケアに係る研修会等の実施（継続）
 - ・心のケアに係る研修会，ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用（継続）
- 学校教育活動復旧支援員の配置（継続）
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置（拡充）
- 「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の設置（継続）
- 補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施（継続・拡充）
- 不登校問題等の実態や施策について，保健福祉部との間で諸会議等での情報共有（継続）

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校にスクールカウンセラーを配置（仙台市を除く 137 校，年間 41 回程度），全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し，域内小学校に派遣（全 259 校，年間 24 回程度）した。また，市町村教育委員会や学校の要望に応じて，緊急派遣や追加派遣をした。
- 各教育事務所に 1～2 名の専門カウンセラーを配置し，年間 70 回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに，教員・保護者等への相談を実施した。
- 心のケアに係る研修会等を実施した。（6 回）
- 被災した児童生徒の心のケア，教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため市町村に対し，学校の教育活動を支援する支援員（17 名）を配置した。（石巻市，塩竈市，大崎市，大河原町，松島町，七ヶ浜町）
- 32 市町村に延べ 59 名のスクールソーシャルワーカーを配置し，支援を行った。
- 教育庁内に「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び東部教育事務所に「児童生徒の心のサポート班」を設置し，児童生徒や保護者への対応と併せて教職員への助言や学校の課題を解決するための相談窓口と訪問機能を持った，学校を外から支える組織体制を構築し，保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化しながら取り組んだ。
- 東日本大震災に起因する心の問題や不登校，いじめなど，学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として，市町村が行う体制整備に対する補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を 13 市町に対して実施した。（石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，多賀城市，登米市，大河原町，松島町，七ヶ浜町，利府町，美里町，女川町，南三陸町）
- 不登校問題等の実態や施策について，子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において，保健福祉部との情報共有を行った。

《今後の課題》

- 震災から 7 年が経過したものの，今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要があることから，長期的な視点に立ち，発達の段階に応じた取組を継続して行っていくとともに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほかに，保健福祉担当部局等の関係機関との密接な連携による取組の一層の充実が必要となっている。
- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保が課題となっている。

《平成 30 年度以降の取組》

- これまでの取組を継続していく一方で，被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため，新たに設置した相談窓口と訪問機能を一体的に対応する組織体制「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」機能の充実を図り，保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化し，取り組んでいくこととしている。
- 「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施市町村の拡充を図るとともに，当該事業を活用し，様々な課題により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援の取組を支援していく。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 全県立高等学校（73校）へのスクールカウンセラーの通常配置，被災地域の高校（6校）への特別配置。（継続）
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置（H28 23校→H29 30校）。また，配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる仕組みとしている。（拡充）
- 不登校・発達支援相談室（総合教育センター内）の開設，24時間子供SOSダイヤル（24時間いじめ相談ダイヤル）の開設。（継続）
- 学力状況調査の実施（高校1・2年生を対象。学校生活全般や心の有り様に関する質問項目により，震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態等についての推移の把握）。（継続）

《成果（取組結果）》

- 平成29年度の学力状況調査結果から，震災後の心と体の安定について地域による大きな差は見られず，また，前年度に比べて安定した生活を送るようになってきている。

	1年	2年
毎日同じくらいの時刻に就寝している	80.6% (79.3%)	79.1% (77.7%)
体調はよい	84.8% (85.1%)	83.8% (84.9%)
熟睡ができています	77.4% (77.9%)	77.2% (78.7%)
学校生活に充実感や満足感がある	77.8% (79.1%)	70.8% (74.0%)
集中して勉強ができています	59.8% (58.5%)	54.5% (53.7%)

（ ）内はH28

《今後の課題》

- 心のケアに対応する人材のニーズは高まってきているが，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及び電話相談員等の有資格者の確保が難しくなっている。
- 震災から7年が経過したものの，今後も生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要がある状況が続いていることから，長期的な視点に立ち，現在の取組を今後も継続していく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

- 現在の取組を継続する予定。

【担当：教育庁 生涯学習課】

《取組内容》

- 国の「被災者支援総合交付金」の交付対象事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業（文部科学省所管）」を活用し，各市町村における地域と学校が連携・協働して地域全体で子供を育てる体制の整備とコミュニティの再生を図る「地域学校協働活動推進事業」を実施した。（継続）
- 「地域学校協働活動推進事業」は32市町村が実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

- 県内各地において，子供たちの安全・安心な居場所づくりや体験活動・地域住民との交流活動等，地域の実情に応じた「地域学校協働活動」の充実が図られた。
- 子供たちの学びを核とした地域住民のネットワークは，コミュニティ再生へのきっかけづくりにつながった。
- 県内全小・中学校（仙台市を除く）の校務分掌に，地域との連携・協働の学校側の窓口となる「地域連携担当」が位置付けられ，コーディネート機能の強化が図られた。

《今後の課題》

- 各市町村における「地域学校協働活動」を推進する「地域学校協働本部」の組織化を促進する必要がある。
- 各市町村におけるコーディネート機能がさらに強化されるため，地域と学校をつなぐコーディネーター等の育成と資質の向上を図る必要がある。

《平成30年度以降の取組》

- 各市町村における地域と学校が連携・協働した既存の組織を「地域学校協働本部」として一体化することで，組織体制の強化を図る。
- 各市町村における「地域学校協働活動」の総合的な調整役となる統括的なコーディネーター及び，社会教育法に明記された「地域学校協働活動推進員」の育成を図る研修を充実する。

事項名：(12) 男女共同参画社会の推進及び働き方改革について

意見の内容

県では、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成29年3月に「宮城県男女共同参画基本計画(第3次)」(平成29年度～32年度)を策定した。第2次基本計画では、「審議会等委員における女性の割合」の指標について、平成28年度までに40%とすることを目標としていたところ、第3次基本計画では、平成32年度までに45%とすることとしている。しかしながら、平成29年4月1日現在の速報値が37.1%、対前年比0.1ポイントの減少となった現状をみると、目標を達成するためにはかなり厳しい状況であると考えられる。

このため、女性の登用が進んでいる分野の審議会等においては、更なる登用を目指すとともに、その他の審議会等においても委員の団体推薦の依頼方法を工夫するなどして、全庁を挙げて目標達成により一層注力するよう引き続き強く要望する。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けた取組を積極的に行うとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を広く浸透させ、これまで女性が中心的役割を担ってきた家事・育児の分野にさらに男性の参画を促し、働く女性の活躍の場を広げていく必要がある。

平成29年3月には国において「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。この実行計画では、罰則付き時間外労働の上限規制の導入や女性・若者の人材育成等に関して盛り込まれ、計画の進捗に伴いワーク・ライフ・バランスの改善や多様な女性活躍の推進が図られるものとしている。県組織として、仕事の効率化を高め生産性を向上させ、多様な考え方を行政に反映させるためにも、働き方改革を推進するとともに、県における女性の活躍の推進、男女共同参画社会の推進を強力に牽引願いたい。

対応の状況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

- ・県では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく特定事業主行動計画を策定し、これまでの働き方を見直して仕事と家庭生活の両立を目指すとともに、一層の女性活躍の促進に向けた環境作りに取り組んでいる。(継続)
- ・働き方改革に向けては、月末金曜日を定時退庁日に追加し、知事自ら庁内アナウンスによる呼びかけを行ったほか、年間の時間外勤務の上限時間数(720時間)を設定した。(新規)
- ・また、柔軟な働き方の実現に向けてテレワークの一形態であるサテライトオフィス勤務制度を試行し、地方機関の職員が所属外で執務できる体制を整えることで、移動時間の削減を通じた時間外勤務の削減と生産性の向上を図った。(新規)

《成果(取組結果)》

- ・平成29年度における管理職の女性割合は7.9%、係長級以上に占める女性の割合は22.8%とそれぞれ過去最高となっている。
- ・男性職員の育児休業取得率については、平成28年度は13.3%となっている。(特定事業主行動計画上の目標は15%)
- ・女性職員のキャリアアップの意識を継続し、自己成長意欲の促進を図るため、新たに「女性職員のキャリア支援セミナー」を実施した。(受講者数：キャリアアップ編48人、ワーク・ライフ・バランス編34人)
- ・時間外勤務の縮減に向けた各種の呼びかけにより、庁内のワーク・ライフ・バランスに対する意識醸成が図られ、また、長期にわたり長時間の時間外勤務に従事した職員も減少した。(年間720時間超職員。H28:56人→H29:38人)
- ・サテライトオフィス勤務については、利用した職員からは時間の有効利用に繋がるとのことで好評である。

《今後の課題》

- ・女性職員の職域拡大・人材育成等により、一層の活躍を目指すとともに、育児や介護を含む家庭生活における男性職員の参画を拡大させる必要がある。
- ・子育てや介護など様々な事情を抱える職員が増える中、県民サービスを低下させないため、それぞれの職員が持てる力を十分に発揮できる環境を整える必要がある。
- ・さらなる柔軟な働き方に向けては、働き方の時間や場所の制約をできるだけ少なくしていく必要がある。
- ・仕事の生産性を高めて、より少ない勤務時間で成果を出せる組織にしていく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

- ・特定事業主行動計画の取組を着実に実施するとともに、副知事を委員長とする「宮城県特定事業主行動計画策定・推進委員会」において進行管理や現行制度の改善を図りながら、目標達成に向けて取り組んでいく。また、県の取組状況については、県ホームページに掲載するなど、一般事業主への波及に繋がるよう努めていく。
- ・「女性職員のキャリア支援セミナー」について、階層別研修に組替えて、研修の位置づけを明確にするとともに、今年度の成果を踏まえた内容の改善を図る。
- ・柔軟な働き方を推進するため、勤務時間制度の弾力的な運用について検討していく。
- ・好評であるサテライトオフィスは本格施行とし、より使いやすい形態を工夫していくほか、テレワーク全般について、制度上の制約や効果などの視点を含め、積極的に検討を行う。(平成30年度は行政経営推進課に引継)
- ・生産性の向上に向けたモデル事業を実施する。(平成30年度は行政経営推進課に引継)

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ・宮城県男女共同参画施策推進本部会議を平成 29 年 8 月に開催し、本部長（知事）から、女性委員の更なる登用推進について、各部署長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示した。（継続）
- ・男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部署主管課長会議を平成 29 年 7 月開催。会議では審議会等への女性委員の登用状況に関する進捗状況等を議題とし、環境生活部長から各部署に対し目標達成に向け更なる努力をするよう指示した。（継続）
- ・「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を 2 回開催し、庁内における登用状況の確認や「県の審議会等への女性委員の登用に関する実施計画（第 2 期）」（以下「実施計画（第 2 期）」と記載。）の部局実施計画案の作成依頼を行った。各部署からの計画案を取りまとめ、実施計画（第 2 期）を平成 29 年度中に策定した。（継続）
- ・「宮城県女性人材リスト」について、既登録者への登録継続確認や、市町村・大学・女性関係団体等へ登録依頼を行うなど、リスト更新作業を実施した。（拡充）
- ・男女共同参画推進のためのシンポジウム等を実施し、職員のみならず広く県民への「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」等の普及啓発事業を行った。（継続）
- ・「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」について、県で市町村用の計画素案を作成・周知するとともに、策定していない市町村に直接出向き、計画策定について働きかけを行った。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・女性委員の登用については、様々な機会を通じて計画の着実な実施について周知徹底を図ったことにより、登用の推進について全庁で一層の浸透が図られた。なお、登用率については今年 4 月 1 日時点で調査を行い、現在集計中である。
- ・「宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」（計画期間 H29 ～ H32。「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」としても位置づけられている。）に基づき、平成 32 年度までの目標値の達成に向け、その具体化を図るため「実施計画（第 2 期）」を平成 30 年 2 月に策定した。

《今後の課題》

- ・宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）に掲げる新たな目標値である「女性委員の割合 45 %」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性の発掘を図る必要がある。
- ・県が率先して「推進計画」を策定したが、市町村においてはまだ策定していない市町村もあり、男女共同参画基本計画とともに、その策定を市町村により一層促していく必要がある。

《平成 30 年度以降の取組》

- ・年度当初に「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を開催し、「実施計画(第 2 期)」の確実な実施に向け委員選任の事前協議の方法等について確認し、情報共有を図る。（継続）
- ・平成 29 年度策定した新たな「実施計画」に基づき、女性委員の登用率調査結果も踏まえ「宮城県女性人材リスト」の活用等により計画的に審議会等委員の選任を実施する。同年度からの計画である「宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」と合わせ、目標達成のための事業を遂行する。（継続）
- ・経済団体や各種団体等とともに設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」参加団体等に対し審議会等委員の女性の適任者の積極的な推薦と「宮城県女性人材リスト」に登載する女性の推薦を継続して依頼する。（拡充）
- ・平成 29 年度から平成 32 年度までを計画期間とした「宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」において、新たな目標を設定したことから、目標を達成できるよう各種施策を総合的に推進していく。（継続）
- ・女性活躍の流れを加速し、各界各層における自発的な取組を促進するためのフォーラム「W I T（Work & Women in Innovation Summit）2018 宮城」を開催する。（新規）

事項名：(13) 再生可能エネルギーへの取組について

意見の内容
<p>本県では、震災時の電気・ガス・水道などライフラインの途絶、ガソリンなどの供給が滞ったことや、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験などから生活に必要なエネルギー確保に対する県民の意識が向上したこともあり、再生可能エネルギーが注目を浴びている。これを受けて、現在庁内の各担当部局においては、燃料電池自動車とスマート水素ステーションの導入、木質バイオマス発電、太陽光発電、水力発電や昨年度は洋上風力発電などについて、普及や実用化のための事業を推進している。</p> <p>国内では、大規模も含めた石炭火力発電所の計画が持ち上がる一方、地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が締結されるなど、世界的には「脱石炭」、「脱石油」が進み、再生可能エネルギーを増やす流れにある。</p> <p>こうした情勢の変化などを踏まえ、長期的視点に立ち、引き続き新たな再生可能エネルギー導入に向けた取組を強化願いたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：環境生活部 再生可能エネルギー室】</p> <p>《取組内容》</p> <p>【計画】東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機とするエネルギー供給体制の変化や、固定価格買取制度等による再生可能エネルギーの普及拡大、省エネ意識の変化等を背景に、国の長期エネルギー需給見通し等を踏まえ、本県の再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本計画の見直しに着手。(新規)</p> <p>【洋上風力】「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」で選定した導入可能性調査エリア2か所(石巻港湾区域、山元町沿岸域)において、事業化に向けた調整を進める。(継続)</p> <p>【水素】自立型水素エネルギー発電設備の導入(新規)、FCVカーレンタル導入実証(新規)、FCVタクシーの運用(新規)、FCバスの実証運行(新規)を実施。</p> <p>《成果(取組結果)》</p> <p>【計画】「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会」へ諮問し、見直しの方針や計画骨子について審議いただき、中間案を取りまとめた(審議会：5月、11月、2月に開催)。</p> <p>【洋上風力】選定したエリア2か所での風況観測(H29.9から1年間)及び経済波及効果の調査を実施。</p> <p>【水素】楽天命パークへの自立型水素エネルギー供給システムの整備、FCVのイベントでの活用実績(年間148件)、FCV体験試乗会(計6回、174組・339人)</p> <p>《今後の課題》</p> <p>【計画】国のエネルギー基本計画見直しの動向等を注視しながら、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に係る課題等に対応する本県の施策の方向性等を新計画に反映。</p> <p>【洋上風力】エリア内の具体的な事業対象地域の絞り込みにおいて、関係行政機関、漁協等との早急な調整。</p> <p>【水素】再エネ由来水素製造の取組など、県内自治体や事業者と連携した水素エネルギーに関する様々な取組の推進。</p> <p>《平成30年度以降の取組》</p> <p>【全般】新計画に基づき、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの促進に取り組む。</p> <p>【洋上風力】当該エリアでの地域協議会を設置し、事業対象地域等について調整を進める。</p> <p>【水素】県内自治体及び民間事業者における水素エネルギーの利活用を促進するとともに、再エネ由来水素製造等に関する取組を推進する。</p>

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 美術品取得基金について

意 見 の 内 容
<p>美術品取得基金において、点数で約 700 点、金額で約 15 億 3 千 9 百万円の美術品を有しているが、その保管や取扱いに関する規程は整備されていないことから、必要な規程の整備なども含め、県民の貴重な財産である美術品の確実な維持管理を図られたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：教育庁 生涯学習課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>○他県の規程等を参考に、規定すべき事項の整理・検討を行うとともに、現状の取扱いを踏まえ、条例の改正や施行規則、管理規程の制定に向け関係部署との調整を進めている。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>○平成 30 年度または平成 31 年度中の条例の改正、施行規則、管理規程の制定に向けて、関係部署と調整中。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>○過去に基金で取得した美術品の買戻しに要する一般財源の確保。</p> <p>《平成 30 年度以降の取組》</p> <p>○平成 30 年度または平成 31 年度中の条例の改正、施行規則、管理規程の制定に向けて、関係部署と調整を行う。</p>

事項名：(2) 高等学校等育英奨学資金貸付基金について

意見の内容

高等学校等育英奨学資金貸付基金において、奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約2億5百万円となり、前年度に比べ約4千7百万円増加し、近年増加傾向にあり、資金不足により貸付に支障が生じることが危惧される。

したがって、基金事業の特別会計化を検討し、収入未済額を「見える化」することで積極的な縮減に向けた取組を容易にするなど、より一層の収納促進を図られたい。

対応の状況

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 償還の方法については、原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合等により口座振替できなかった場合に、翌月に督促状を送付し振込依頼をしている。(継続)
- 未納状態が継続している場合は年2回未納額総額の納付催告書を送付し、納入を促している。平成29年度からは、6ヶ月以上の滞納者に対し、保証人宛てにも文書を送付する工夫をしている。(新規)
- 平日昼間に電話が繋がらない方には、朝夕や休日に電話をしたり、直接訪問して督促を行い、納入を促している。(継続)
- 平成29年度から就学支援チームの職員全てを現金取扱員に指定し、相手が償還したい時にタイミングを逃さず受領できるよう工夫した。(新規)
- 償還に係る口座に関し、平成27年度までは本人口座からの引き落としのみであったが、平成28年度からは保証人口座からの引き落としも可能とした。(継続)
- 届出せずに転居してしまった場合は、住基ネットによりすみやかに転居先を調査し、督促等を行っている。(継続)
- 償還については、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦の併用償還の4種類の方法を可能としており、借受者が償還しやすい方法を選択できるようにしている。(継続)
- それでも返済が苦しい方は、分割納付により少しずつでも返済をしてもらっている。(継続)
- 経済的事情等により償還が困難な場合は、償還猶予の申請を案内し、新たな収入未済を抑制すると同時に収入未済分の償還に努めてもらっている。(継続)
- 校長会などの会議の場において、収入未済が増加していることを説明するとともに、申請時の面談や決定時の交付式の場において、償還金は新たな奨学資金の貸付原資となっていることから、償還が滞ると制度の運用に支障を来すことになるので、働くようになったらしっかり償還するよう奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼している。(拡充)

《成果（取組結果）》

- 平成28年度において、過年度の収入未済のうち、28,705,225円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。
- 平成29年度において、過年度の収入未済のうち、36,425,498円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

《今後の課題》

- 当該貸付金は平成17年度に旧日本育英会から県に事業が移管されたものであり、大学進学等による償還猶予期間を経て平成24年度から償還が本格的に始まっている。
- 償還は、10年程度の長期間で行われているものであるが、償還すべき者のうち、例年1割強の方が未納になっているのが現状である。未納となる者の割合を減少させるため、貸付時に制度の趣旨を丁寧に説明し、「貸付けを受ける」という自覚を強く促していく必要がある。

《平成30年度以降の取組》

- 引き続き電話や督促状の送付などの対応を継続するとともに、訪問などの督促業務の強化により、収入未済の縮減に努めていく。(拡充)
- 債権回収会社（サービサー）への業務委託による債権回収の取組を新たに実施する。(新規)
- 収入未済の「見える化」について、関係各課（財政課・管財課・会計課・監査委員事務局）と協議し、平成29年度歳入歳出決算附属書の基金運用状況に、新たに「収入未済の状況」の項目を設け、収入未済額及びその人数を明示し対応することとした。(新規)

